

第百三十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十一号

平成七年五月十一日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中西 績介君

理事 久間 章生君

理事 松岡 利勝君

理事 小川 忠正君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 赤城 徳彦君

理事 熊代 昭彦君

理事 栗原 裕康君

理事 東家 嘉幸君

理事 中川 昭一君

理事 林 幹雄君

理事 松下 忠洋君

理事 御法川 英文君

理事 石破 茂君

理事 実川 幸夫君

理事 畑 英次郎君

理事 藤村 修君

理事 矢上 雅義君

理事 山田 正彦君

理事 遠藤 登君

理事 前島 秀行君

理事 藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 高橋 政行君

農林水産省構造改善局長 野中 和雄君

農林水産省農蚕園芸局長 日出 英輔君

農林水産省食品流通局長 鈴木 久司君

委員外の出席者

食糧庁長官 上野 博史君

食糧庁次長 阿部 修君

参 考 人

(全国農業協同組合中央会常務理事)

有賀 文昭君

参 考 人

(全国食糧事業協同組合連合会会長)

野村 昭君

参 考 人

(主婦連合会参事)

和田 正江君

参 考 人

(明治大学教授)

角田 公正君

参 考 人

(東京大学名誉教授)

黒木 敏郎君

農林水産委員会調査室長

委員の異動

五月十一日

辞任

栗原 裕康君

林 幹雄君

補欠選任

松下 忠洋君

熊代 昭彦君

林 幹雄君

補欠選任

松田 忠洋君

熊代 昭彦君

林 幹雄君

補欠選任

木幡 弘道君

同日

藤村 修君

木幡 弘道君

本日の会議に付した案件

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

閣提出第八一号(参議院送付)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)(参議院送付)

○中西委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として全国農業協同組合中央会常務理事有賀文昭君、全国食糧事業協同組合連合会会長野村昭君、主婦連合会参事和田正江君、明治大学教授・東京大学名誉教授角田公正君、以上四名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

有賀参考人、野村参考人、和田参考人、角田参考人の順に、お一人十五分程度御意見を述べいただきます、その後、委員の質疑に對してお答えをいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に對して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、有賀参考人をお願いいたします。

○有賀参考人 ただいま委員長から御指名を受けましたJ A、全中の常務をしております有賀でございます。

本日は、農産物検査法の一部改正絡みにつきまして、このような席にお招きをいただきました。生産者団体としての意見を發表する機会を与えていただきましたことに對しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

農産物検査法の一部改正という問題は、食糧法にかかわります新食糧法の制定ということに關連して出てきておる問題かというふうに思っております。

私も生産者団体と申しますかJ Aグループでは、現在、十一月一日の施行を予定されております新食糧法絡みの内容の趣旨の徹底、それに対する私もJ Aグループの対応、さらには政省令、生産調整、計画流通等々の助成についての國に対するお願いというふうなことにつきまして、農家のレベルまで含めまして広範な組織討議を展開していただいております。この検査の問題につきましても、その一環として位置づけまして、組織の中で今回の法改正の内容等につきましても趣旨の徹底を図っていただいております。

そこで、検査法の一部改正絡みについてでございますが、私もJ Aグループと申しますか生産者団体の基本的な認識でございます。

御案内のとおり、主要食糧でございます米麦につきましまして、これまで國による検査が実施されてきておるわけでございますが、このことにつきましては、國にとつても買入れに必要であるというところであるかと思つておりますが、私も生産者にとりまして、自主流通米等の公正で円滑な取引のために、その基礎になつておるというふうに

私どもは受けとめておるわけでございます。したがって、本年の十一月からは、食糧法から新食糧法にかわるということで、新しいシステムの中で米麦が流通していくことになるわけでございますが、国による検査は引き続き必要であるというふうに私どもJAGグループ、生産者団体としては認識しておるわけでございます。

次に、ではなぜ国による検査が必要であるかということであるわけでございますが、まず第一に、これは先生方も御案内かというふうに思うわけでございますが、お米の流通という点に関連してでございます。

お米の流通につきましては、生産者から消費者まで、生産者団体と流通業者を経由して流れておるといふわけでございますが、その取引の形態が各流通機構における入札取引でありましてもあるいは相対取引でありまして、御案内のように、青果物のように現物を見て一々取引が行われているというふうなことはございません。現物を見ずとも円滑に取引が行われているという状態でございます。このようなことを可能にしている、またそれは流通の合理化にもつながっていると思うわけでございますが、その背景といえますかベースに、公正な立場でございす国による検査の実施ということがあるからではないかというふうに基本的に考えておるわけでございます。

それから、お米は最終的には消費者に食べていただくということで、消費者に信頼していただくような品質あるいはその表示ということが必要になると思いますが、国による検査というのは、そういう消費者に対して信頼できる精米品質のものを供給するに当たっての出発点になっておるのではないかとこのように思っております。

お米につきましては、産地、品種等によりまして食味に差異がございますし、消費者の評価にも差異があるわけでございます。しかし、一たん精

米になってしまつと、これはどんな専門家であってもなかなかそういう産地とか品種等を見分けるのは難しい、もうほとんど不可能に近いというふうなことも聞いておるわけでございます。そういう実態の中で、公正な精米表示というふうなことにによりまして消費者の利益が守られるために、これは国による検査というふうなことが必要でございます。そういう認識しておるわけでございます。

もし、これが国の検査というふうなことではなくて、生産者団体が自分でやればよいじゃないか、つまり自主検査でやればよいじゃないかというふうな御意見もあるわけでございますけれども、そういうことになりましたと、新食糧法のもとでは私どもJAGの直接販売等々、多様な販売ルートというものが認められることになっておるわけでございますが、そういう中で増量競争といいますが無用な競争を引き起こすことになるのではないかと。あるいは、国による検査というものと比べますと、もし自主検査というふうなことになりますと、品種に対するクレームというふうなことが増大するのではないかとこのように考えております。私ども生産者団体としては、これまでも、米麦につきましては国による検査というものを基本として対応をお願いしたいというふうに思っております。

したがって、今回の農産物検査法の一部改正につきましては、基本的に賛成であるというものが私どもの立場であります。

なお、検査につきましては、一層の効率化を図るべきであるとか、私どもは、生産者の側からしますと、出荷の実態に対応したあるいは配慮した検査をしてほしいというふうな要望もあるわけでございますが、その辺につきましては、検査のやり方の改善については引き続きの努力を国の方にお願いしたいというふうに思っております。

それから次に、今回の一部改正案の内容によりまして、計画流通米につきましては国の検査とい

うこととなりますが、計画外流通米については任意検査である、こういう内容になっておるわけでございます。

この点についてでございますが、計画外流通米というのが実際にどういふお米の流れになるかというところは、やってみないとわからないという面もあるかとも思いますが、普通に考えられますのは、計画外流通米といふのは、計画流通米、いわゆるお米の本流の傍流みたいなもの、現在でいきますと農家消費等というところに含まれておりますいわゆる縁故米なり特別栽培米といったようなもの、別の言い方をいたしますと生産者と消費者が直接にお米のやりとりができる、顔の見える流通といえますか販売というふうにも受けとめることができるのではないかとこのように思うわけでございます。

そうなりますと、そうした計画外流通米については、必ずしも検査の義務づけということは必要ではないのではないかと。したがって、計画外流通米については任意検査というふうにするということ、私どもの立場からしてもやむを得ないのではないかとこのように理解しております。

ただし、計画外流通米については、そうした顔の見える流通だけというわけではございませんで、世に言われておりますような、いわゆる現在のやみ米というふうなものも存在するわけでございます。そうしたものが流通の途中で検査を受けた計画流通米の中に潜り込んでいくというふうなことは、これは何としても避けていただくかなければならないことではないかというふうに私どもとしては考えておるわけでございます。

したがって、検査を受けていない計画外流通米の表示の問題は、検査を受けていなければ産地、品種等々はわからないわけでございます。で、そうしたものに對する表示についても、例えば産地、品種等々の表示については、計画外流通米については認めないというふうな措置を何とかお考えいただけないかというふうに考えておるわけでございます。

それから、最後の点でございますが、精米の関係の表示の問題でございます。

今も計画外流通米の表示についてちょっと要望を申し上げていただいたわけでございますが、現在の表示につきましてはいろいろの問題点があるかというふうにも思いますが、これについては、私ども生産者の側からいたしましてやはり十分ではないかというふうに考えております。表示制度といえますか表示の内容、あり方についてはぜひ見直しが必要ではないか、見直しをお願いしたいというふうに思っております。

どんな点を問題点として意識しているかということでございますが、まず第一は、現在の表示は基本的には都道府県ごとに行うということになっておるわけでございますけれども、そうした都道府県ごとに表示に差異があるというふうなことににつきましては、現在のお米の流通というのは御案内のように全国的な流通ということになっておりますので、そうした流通の実態からいいますと、消費者の保護という観点から、全国統一的な基準で表示されるというふうな制度といえますか仕組みになっていいのではないかとこのように考えておるわけでございます。

それから、表示絡みの第二点といたしましては、これもいろいろの方がおっしゃっておられますけれども、現在の必要記載事項といえますか、特、上、中とか類による区分というふうなことににつきましては、これは専門家の観点からしますと必要不可欠かというふうにも思いますが、何といいたしても、消費者にとつてはどちらでもないようなことというふうにも言えなくはないように思っております。現在任意記載事項になっております産地、品種、産年、いわゆる三点セットの問題でございますが、このことにつきましては、消費者により理解していただく、あるいは消費者のニーズが最も高い表示の内容ではないかというふうに思っております。ぜひその三点セットの内容を表示の中

心とするというようなことが望ましいのではないかとこのように考えております。

それに関連いたしまして、ミニマムアクセス米というところでことしから外国産米が恒常的に入ってくるわけでございますが、これにつきまして、産地国といいますが、あるいはそのブレンドの内容といいますが、明確な表示づけということをお願いしたいというふうに思っております。

それから、表示格目の最後の問題点といいますが意識しておる点でございますが、表示と内容の一致という点でございます。

これはいわゆる認証給米というようなことになるかというふうにも思いますが、この点につきましては、消費者の立場からいたしましていろいろ御意見があるかと思えますけれども、私ども生産者の側からしまして、この点については若干の不自信といえますかそういうものがあるかなというふうに思っております。

何とか表示と内容との一致の確保、認証のあり方というふうなことになるかと思えますけれども、実際にはなかなか難しい、技術的には容易ではないというふうなことも聞いておるわけでございますが、一層のこの辺についての国の御努力をお願いして、その結果として、お米の表示と内容についての消費者の信頼、ひいてはそれが私ども生産者のためにもなるというふうに考えておるわけでございまして、ぜひその点の御配慮もお願いしたいというふうに思っております。

表示については以上三点のことにつきまして問題意識として持っておるわけでございまして、そうした表示制度の改善につきましても、ぜひ十一月の新食糧法の施行に間に合うように具体化をお願いできたらというふうに思っております。

以上、何点かにわたりまして、私どもの問題意識といえますか国に対するお願い、あるいは今回の法改正についての基本的な立場というふうなこ

とについて説明をさせていただきました。

どうもありがとうございます。よろしくお願

いいたします。(拍手)

○中西委員長 次に、野村参考人をお願いいたし

ます。

○野村参考人 ただいま御紹介をいただきました。全国食糧事業協同組合連合会会長の野村昭でございます。

米の流通につきましては、日ごろ格別の御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、衆議院農林水産委員会において意見を述べ

る機会を与えていただきましたことに對しまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、米穀卸売業者といたしまして、当委員会において御審議中の農産物検査法の一部を改正する法律案について意見を述べさせていただきますと存じます。

最初に、第一といたしまして、米の検査の必要性について申し上げたいと思えます。

私も米穀卸売業者は、米の産地、品種、産年、等級を基準にいたしまして仕入れ、販売を行っておりますし、その取引価格もこれらを基準にして形成されていることは御承知のとおりでございます。

このように、現在の米の流通、取引が産地、品種、産年、等級を基準として行われており、しかも、米のように年間を通じて大量に流通するものを、個々の取引ごとにその都度現物の品質等について確認することなしに適正な価格で安心して取引するためには、全国統一的な規格のもとで公正な検査を実施することにより、一定の格付が行われる必要があるものと考えられるわけでございます。

第二でございますが、検査の内容、規格について申し上げます。

最近におきましては、安全でおいしい米をとの消費者の声が高まってきておりますので、従来の米の水分であるとか容積重、形質、被害粒の混入率等の品位を重視する検査から、できるだけ品質、要するに食味でございますが、この重視の検

査を志向すべきではないかと考えております。今までは、食味に関しては産地、品種、銘柄により評価する以外にはありませんでしたが、今回の改正案によりまして、たんばく質、アミノ酸等の食味を構成している成分について規格を設定し、理化学分析による検査を取引関係者の希望に応じて新たに実施することとされておりますことは、品質重視の検査への第一歩と、今後の展開について期待をいたしておるところでございます。

また、品質を重視する観点から、生産段階の検査のほか、流通段階における品質の変化に伴う品位の評価等を売買取引業者の希望に応じて検査することとされていることにつきましても、評価をいたしておるところでございます。

なお、現行の品位の規格につきましては、現在の播種施設や流通の実態に照らしまして、また、検査能率向上やコスト低減の観点からも見直されるべきではないかと考えておりますし、鑑定実務の機械化による検査の効率化を図ることも必要ではないかと考えております。

第三でございますが、義務検査等について申し上げます。

新食糧法のもとで、基本計画に即して、消費者に計画的かつ安定的に供給されるべき米として多数の登録流通業者によって取り扱われ、全国に広域的に流通する計画流通米につきましては義務検査の対象とされ、それ以外の計画外流通米につきましても、生産者または取扱業者の希望により検査を受けることができる、いわゆる任意検査とされましたことは、新食糧法に基づく新たな制度への移行に見合った適切な措置と考えております。

第四に、検査体制等について申し上げます。

米の検査は取引の円滑化を図る上で信頼性と統一性を確保することが重要であり、公正中立な第三者機関によって行われることが必要であると思われましますので、従来どおり国によって行われることが最も望ましいと考えております。

また、理化学分析による新たな分野の検査につ

きましては、効率的な検査体制の整備を図る観点から、一定の要件を満たす国以外の第三者機関にその業務を委託することが適当と考えます。

なお、国内産米及び外国産米の安全性のチェックにつきましては、より安全な主食を国民に提供するという立場から、国の関係機関による一層の緊密な連携のもとに的確かつ迅速な対応がとられますよう安全性の確保体制を整備されますとともに、消費者への情報提供を適切に行われますことを要望いたします。

第五に、以上を総括いたしまして、このたび政府より提出されました農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして、私の意見を申し上げます。

近年、米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、検査・表示制度に対するニーズも変化してきておりますし、さらに、今後新食糧法のもとで米流通が多様化していくことが考えられます。このような各般の変化に的確に対応するため、現行の農産物検査法を改正し、義務検査のほか新たに任意検査を導入することや売買取引業者の希望に応じて流通段階での検査を行うこと、さらには、米の食味を構成する成分について新たな検査を実施すること等により適切な検査を行い、米の安定流通の確保を図ろうとされてくることは、まことに時宜を得た措置と評価をする次第でございます。

次に、検査制度と密接な関連を持っております精米の表示制度につきまして、若干の意見を申し上げます。

この表示制度は検査の結果を的確に反映することによりまして、米の公正かつ適正な流通を確保するということのほか、消費者が精米を購入する際の判断材料を提供するという役割を有していると認識をいたしております。したがって、改正される検査制度との関連も考慮しながら、新食糧法のもとで消費者の表示に対する要望にこたえるとともに、その信頼を確保する観点から整備する必要があらうと考えております。

また、精米の表示すべき内容につきましては、第一義的には消費者ニーズを踏まえまして、消費者にとって精米の品質が客観的に理解でき、わかりやすい表示とするよう検討する必要があると考えられます。その際、実際に表示を行う立場からは、表示の実施が過度な負担となるようなものであれば消費者価格の値上げにもつながりかねず、精米の円滑な流通に支障を来すことも危惧されますので、この点にも十分留意をする必要があると思われまします。したがって、新たな精米表示の内容につきましても、消費者にとって真に必要な情報があるかを慎重に検討するとともに、原料玄米や精米の流通、販売の実態をも踏まえまして、現実的に販売業者が対応可能なものとなるよう検討されなければならないと思ひます。

さらに、精米表示と内容の一致につきましても、今後登録販売業者の責任が一層求められるものと思われまします。表示と内容の一致を担保する措置として、現行行われております大型精米工場に製造される袋詰め精米を対象とした表示検定制度の改善、拡充強化について検討をする必要があると思料されるものでございます。

なお、この表示検定制度が効果的に機能するためには、低コストで実効性のあるものとするのが重要であると考えております。

以上のような多角的な検討の上で設けられる新たな表示制度については、その円滑な導入が行われますよう行政当局におかれましても、あらかじめ消費者や販売業者に対して十分周知徹底されることにも、検定機関等への適切な指導監督を行われましますよう要望をいたしたいと存じます。

最後に、私も販売業者といたしましては、新食糧法の意図するところを十分理解し、今後とも我が国の主食である米の安定供給に努めてまいり所存でありますし、また、従来以上に消費者ニーズにこたえながら、消費者の信頼を得られるよう努力してまいり覚悟でございますので、新食糧法下における新たな検査制度の制定につきましても十分御審議をいただき、それが円滑に実施されま

すようお願いをいたす次第でございます。今後とも何分御指導を賜りますようお願いにお願いを申し上げます。私の意見開陳を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中西委員長 次に、和田参考人をお願いいたします。

○和田参考人 主婦連合会の和田でございます。

農産物検査法の一部を改正する法律案について、消費者の立場で意見を申し上げます。

今回の法案に対して幾つかの疑問点があります。現段階ではおおむね妥当と考えております。現段階ではおおむね妥当と考えております。再検討が必要だということを考えておりますから

今回の改正法案は、新食糧法の制定に伴って提出されたのですが、新食糧法の実際の運用は政省令にゆだねられている部分が多いので、私どもには大変わかりにくいところもあり、現実に新食糧法によって米が生産、流通、販売、消費される実態、実際に米がどのぐらいの量どのように動くのかという実態を見ないと新食糧法は十分に理解できないというのが正直なところであります。したがって、検査法につきましても、動き出した新食糧法による米の生産、流通、消費を見て再度検討する必要がありますのではないかと考えております。

では、法案の主な改正点について申し上げます。

まず第一に、義務検査の見直しについて。計画流通米のみ検査を義務づけ、計画外流通米は任意検査となっております。今まで長年にわたって全量検査でなれてまいりましたので、正直なところいささかの不安はございますけれども、ざっと全量検査にすべしと主張することもないのかなというところでございます。

の全部かあるいは大半がこれに当たるかと思われまします。やみ米の中には国の検査を受けてから正規に流通しているものもあるようですけれども、検査を受けずに流通し長年定着している大量のやみ米というものが現実にはございます。その部分にまで国が全量検査しますというのは、余り現実的ではないのかなと思われまします。しかも、その全量検査をするために検査に要する人員をふやすということについては、現在の課題でもある行政改革にも逆行するのではないかと懸念もございします。

計画外流通米の中で任意検査を受けた米は何かの表示がされることになると思ひますので、私もが選択することができると思ひます。検査を受けないいわゆる未検米がどのような表示で売られるのか、特に検査を受けた米とブレンドして売られた場合の表示がどのようなになるのか、これはこれからの表示の大きな問題だと考えております。業務用あるいは外食用の米は、買手の方から任意検査を受けるよう指示される場合もあるでしょうし、独自の品質チェックが行われることもあるでしょうから、この部分にも全量国の検査と言ふこともないのかなというところでございします。

計画外流通米の量は、世上言われておりますやみ米の量から考えても少量とは言えないと思ひます。今後、新食糧法が施行され、余りにも多量で任意検査による混乱というようなことが生じましたら、一番初めに申し上げたような見直しが必要になるかもしれないと申し上げておきたいと思ひます。

二番目に、流通段階の任意検査の導入については、特に申し上げることはございません。三番目の米麦については、小麦の製パン、製めん加工適性と関連する成分の理化学分析による検査というものは、今まで我が国でも実績もあり、外国でも実施されておりましたので、その導入は妥当だと考えております。

米につきましても、検査・表示制度に関する研究会の報告書にもありますように、米の食味というのは個人差もあつて客観的な評価を行うことが難しいために検査内容とすべきではないとした上で、米の食味を構成する成分について取引関係者の希望に応じて分析検査を実施するとなっております。

成分検査の研究を進めるといふことは大変望ましいことだと思ひますけれども、成分検査を希望して受けた業者がその検査結果をどのように扱うのかという点につきましても、ぜひ慎重に扱っていただきたいと思ひます。検査結果を消費者に對するお米のPRの手段としてそのまま不用意に使うということがないように注意が必要だと考えております。

四番目の検査の規格につきましても、二点申し上げます。

一点目は、品位の規格について、水分初め品位の各項目について再検討が必要と思われまします。一般的に品位規格が余り細かく、厳しくなり過ぎないようにというのを望んでおります。この厳しいのは、消費者にとりましてはある意味では望ましいことではありますけれども、厳し過ぎることはかえって消費者にとってはどうかということでございます。

例えば整粒歩合、被害粒の混粒率などにつきまして、私も精米所をあちこち見学する機会がございしますけれども、この規格以上の品位になるように大変精度の高い検査を実施している、そのために非常に高価な機械を使っているというところを見ますと、消費者として考えさせられました。少しでも被害粒や着色粒、異物が入らないようにとのことですけれども、度を越して品位を高める方向に進んだり、品位規格をより厳しくするということは、大きな目で見て、決して消費者のためとはいえないのではないかなと考えております。

着色粒の問題につきましても、その混入を少なくして等級を上げるために不必要な農薬散布を助

長しているという指摘もあり、その実態を明らかにした上で、ぜひ見直していただきたいと思ひます。

検査規格の二点目といたしまして、品位規格を検討する際には、環境保全型農業、有機農業に本気で取り組んでいる現場の声をぜひ反映させていただきたいと思ひます。昨今、環境保全型農業の推進が盛んに言われておりますけれども、国としてもそれが本気であるならば、品位規格にも環境保全型農業の推進に役立つような視点をぜひ取り入れていただきたいと思ひます。

五番目に、安全性の確保について申し上げます。

消費者として米麦の検査といえば、農産物検査法に示されている検査項目よりも関心の高いのが安全性の検査でございます。研究会の報告では、一つの項目として「安全性の確保」ということを明記しております。計画流通米も、計画外流通の任意検査を受ける米も受けない米も、全量食品衛生法の対象であり、安全性のチェックは全く同じように行われるという、理屈は理屈としてわかりませんが、計画外流通米、これは販売数量は届け出るようになっておりますけれども、もしこれに違反して量も届け出ず任意検査も受けないで流通してしまうような場合に、他の米と同様に安全性の検査が十分に行われると切り切れるのかどうか、その辺疑問が残ります。安全性のチェックは厚生省の所管ではありませんけれども、農水省としても十分に連絡をとり、モニタリングを実施して、その情報を公開するなど、国産米も輸入米も安全性の確保について万全を期していただきたいと思ひます。

六番目、農産物検査については、公正中立な第三者として現段階では国営検査が適切と思ひますが、その業務はできるだけ合理化して、効率化を進めるように求めたいと思ひます。

七番目といたしまして、検査と関連して表示について申し上げます。

米の表示は、消費者が米を選択し購入する際の

判断材料でございます。表示については、米に限らず、消費者にわかりやすい表示というのが基本であります。それとともに、表示と内容の一致が担保できるかどうかということが必要になります。

米の表示について、いつの時代にも、消費者にわかりやすい表示とはどのような表示なのかというところをその時代その時代検討し、私どもも意見を申し上げて、改正を重ねてまいりましたけれども、現在の類別表示や特、上、中などの区分はわかりにくいというのが正直なところであります。今後は、産地、品種、産年、これは現在任意表示となっておりますけれども、この三点セットを必要表示事項とすべきで、これを中心に表示を検討していきたいと思ひます。特に複数銘柄のブレンドの場合も、それぞれの銘柄の産地、品種、産年、それからその構成割合の表示が望まれております。

その実現はさまざまな事情から困難とも言われますが、可能であるという声も現実に関わっております。表示と内容の一致が担保できるかどうかという確認も念頭に置きながら、今後検討を進めるべきだと考えております。

それから、一括表示以外の表示につきましては、一括表示の内容と矛盾しない表示、それから消費者に誤認を与えない表示ということが要件になりますけれども、私ども、今まで市販されております米の袋を見てみますと、一括表示欄よりも目立つように大きく色刷りで表示され、消費者に与えるインパクトも大きいということを認識して対応していただきたいと思ひます。

輸入米につきましても産地、産年の表示が望まれます。緊急輸入に際しましては、産年表示はさまざまな事情から困難ということが言われましたけれども、今後は計画的に買手として輸入するのですから、産年表示の実現を求めていきたいと思ひます。

今後、新食糧法の施行に向かひまして、表示については時間をかけて十分に検討し、消費者が納得

得できる表示を実施していただきたいと思ひます。

以上で参考人としての意見陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○中西委員長 次に、角田参考人をお願いいたします。

○角田参考人 御指名をいただきました角田と申します。

私は稲と稲作の研究に携わって四十年ほどになりますが、二十五年くらい前からは、国が主宰をいたします米の検査規格、流通、銘柄等に関する研究会にも参加をさせていただいております。それらの会への出席を通じて常々感じておりますことは、米のポストハーベストに対して我が国の措置が極めて綿密であつて、しかも、時代の流れや要求に沿つていこう、そうした努力が明らかにうかがわれるところでございます。時には、国がここまでかかわりを持たなくとも、そう思う面もございまして、主要食糧である米麦に対しこれほどきめ細かな措置が講じられていた国は数少ないのではないかと、そのように思つております。

米を主食とするアジアの国々を旅をいたしました。米の売り場をのぞいてみましても、売られていた米の素性はほとんどわかりません。箱やおけにばら積みされたお米に、単位重量当たりの価格、例えば中国ですと、斤当たり何元といったような値段が示されているにすぎません。原材料の内容が克明に記載をされ、きれいに包装された日本のお米に比べて、大変大きな違いを感じております。

願ひますと、国としての農産物検査が行われるようになりましてから既に五十年余りになりますけれども、それによつて産米の改善、信頼による流通取引、一定品質の米麦供給といった所期の目的を十分に果たしてきているように思ひます。

一消費者の立場から申しますと、常に素性の明らか米が供給されることによりまして、毎日口にしている米に対して絶対の安心感を持つとともに、品質や価格について客観的なよりどころが示

されている、そうした点に大きなメリットを感じます。

さて、このたびの検査法の改正ですが、近年における生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化、品質や安定供給に対する国民の関心の高まり、それに新食糧法の制定など、米麦をめぐる諸情勢の推移を考え合わせますと、今回の改正は時宜にかなつた措置ではないかと思ひます。

以下、改革案の幾つかの部分及び関連する事柄についてコメントさせていただきますと思ひます。

第一は、任意検査導入の問題です。そのうち計画外流通米に対する任意検査については、計画外流通米もまた計画流通米と同じように消費されることから義務検査にしたかどうか、こういうような考え方もあるかと思ひますが、新食糧法における計画外流通米の位置づけとその内容、それに義務検査に及ぼす業務的影響などを考え合わせますと、やはり任意検査とするのが現実的な選択ではないか、そのように思つております。

ただ、流通業者が介在をして大量に流通するものについてはやはりできるだけ受検することが望ましいと思ひまして、そのためにはやはりそうした雰囲気といいますか、環境づくりが必要になつてくるのではないかと考えます。

また、流通段階での任意検査の導入についても、米流通が多様化していること、品質に対するニーズが高まっていること、米の備蓄制度の導入、それらを考え合わせますと、適当な措置ではないかと思ひます。

第二は、成分検査の問題です。まず、麦について考えてみますと、麦、特に小麦の場合には、米の場合とは違ひまして、食糧用のほとんどが製粉用として使われております。原料小麦の粉質によつて粉としての製品が異なり、さらにその粉質の違いによつてパン用、めん用、菓子用など用途が大きく変わつてまいります。その際、麦の粒質、粉質、そして用途に大きなかわりを持つのが原料小麦のたんばく質含量です。

わずかに二、三%の違いが用途にまで大きな影響を及ぼしてまいります。そのほか、麦についてはでん粉の構成成分であるアミロースの含量等も食味や製めん歩どりに非常に関係があるとされております。

したがって、世界的に見て、小麦の大産地であり、また輸出国でもあるアメリカ、カナダ、オーストラリアといった国々では、既にこれらの成分についての検査が行われ、その結果が活用されているのが現状かと思えます。したがって、小麦についてはその成分検査というものは、用途を決め、検討する上で大きなよりどころとなり得るものと思われまゝ。

一方、米についての成分検査は、専ら食味を意識した措置ではないかと思ひます。

これまで米の食味にかかわる理化学的要因といひましては、たんばく質を初めアミロース、脂肪酸、カリウム、マグネシウムといった微量成分の含有量、それに炊飯、つまり炊いたお米の諸特性など、数多くの要因が挙げられております。

しかし、検査の実施に当たりまして、今後こうした数多くの要因についてすべての値を明らかにすることは、時間的にも、また経費的にもかなり難しいのではないかと、そういうふうに思われまゝす。したがって、数多くの項目の中からどういふ項目に絞って検査を進めたいのか、これは一つの問題ではないかと思ひます。

さらに、考えてみますと、最終的に米の食味を決めるものはやはり人間の感覚そのものではないかと思ひます。それは、見た目、香り、舌ざわり、歯ざわり、風味、そういった感覚要素が総合されたものであろうかと思ひます。したがって、そこにはかなりの個人差というものも見られるかと思ひます。米の理化学的特性というものがこうした人間の食味感覚にかかわりを持つてゐることは確かでございますが、それらの値が食味感覚のすべてではないという点をやはり心しておくべき必要があろうかと思ひます。したがって、成分検査結果の取り扱い、例えば精米の任意

表示等に利用される場合には、それらの値が過大評価されないよう十分意を用いてほしいと思ひます。

なお、米の食味に関してつけ加えさせていただきたいことは、毎年発行されている資料に「米の食味ランキング」というものがございます。これは毎年、日本穀物検定協会から公表されるものでございまして、全国の産地、品種、銘柄を対象として、特A、A、A、Bといったランクづけがなされております。非常に経験豊かで舌の確かなパネラーによる食味テストでございまして、その結果はかなり信頼性が高いものと考えてよいかと思ひます。

既に米の流通取引の世界では、こうしたランキングの結果が有効に利用されている。そのように思ひますけれども、一般の消費者にとつてはこうした資料があることさえ知らないのがほとんどではないかと、そのように思われまゝす。今後は、こうした食味ランキングの結果が何らかの形で精米販売の段階でも有効に活用されてほしいと思ひております。

第三は、精米の表示にも関連する米の類別の問題です。

現在、販売用の精米については、品種区分や原料構成を明記することが義務づけられておりますが、具体的には原料米の類別区分とその構成割合が示されております。しかし、この類という言葉は、一般消費者にとつてはなじみの薄い言葉でして、どこまでその内容を理解しているかという点についてはいささか疑問に思ひます。

もともと類別区分の設定というものは、政府買入れ米に銘柄格差を導入するための措置であり、具体的には自主流通米としての流通実績そのものが類別の判定基準にされてまいりました。こうした類別格差の導入による良質米の奨励効果は明らかでございまして、自主流通米の回り比率は年々高まり、現在その比率は政府管理米の六ないし七割にも及んでいるのが現状かと思ひます。

こうした実勢を踏まえまして、新食糧法では、計画流通米のうち、政府米は主として備蓄用、自主流通米が流通のほとんどを占めるといった方向が示されております。そうすると、これまで政府米について格付されてきた類別区分というものをそのまま自主流通米にも適用し、一〇〇%自主流通米を原料とする精米についても類別によつてその構成を表示するというやり方には問題があるかと思ひます。

事実、自主流通米の取引では、二類が一類よりも高い価格で取引をされているケースも見られます。また、先ほどの穀物検定協会の食味ランキングを見ましても、三類、四類でありながら一類、二類と変わらない評価を受けている産地、品種もございます。さらには、産地、品種、銘柄についてかなりの関心と知識を持ち合わせている消費者の方々もふえてまいりました。

こうした諸事情を含めて考えてみますと、今後は、精米の必要表示に当たりましては、類別区分を用いるよりも、むしろ端的に、産地、品種、産年、そしてその構成割合を示す方がより消費者の理解を得やすいのではないかと、ううぐあいに考えております。

そして、今後、新食糧法のもとでは、流通の多様化、弾力化、広域化というものが図られようとしておりますが、これらを考えますと、改めて類別区分の見直しを含めながら、精米の表示には全国的な統一基準が設けられるのが望ましいかと思ひます。

第四は、輸入米の問題です。

これから年とともに増加していくであろう輸入米の品質、価格、安全性等については、国産米に準じた措置が講ぜられていくものと思われまゝすが、消費者にとつてやはり一番大きな関心は、とうよりは懸念されるのは、安全性の問題です。検査法とは直接かわりない問題かもしれませんが、ぜひ他の諸機関とも連携を密にされ、安全性の確保には行き届いた対応と措置をお願いしたいと思ひます。

なお、輸入精米の表示については、国産米のようなきめ細かな表示は望みませんが、品質や安全性の面から見て、産出国とともに産出年はぜひ併記していただきたい、そのように考えております。

第五は、農産物検査業務の効率化の問題です。かつては、食糧事務所所定の定員や検査官の数が行政的にもかなり問題になったというぐあいに何つておりますが、最近の資料を拝見しますと、昭和四十二年当時と比べ平成五年現在では、食糧事務所所定の定員数で四〇%、検査官数で二六%と、大幅に減少をいたしております。

この理由としては、玄米のばら検査、抽出検査の比率が増大をしたこと、検査場所数の減少が図られたこと、それに、食糧検査官のOBを食糧検査士という名で補助業務に登用したこと、それらのことが挙げられまして、検査業務の合理化、効率化に対する国の努力はそれなりに高く評価されてよいかと思ひます。

今後、こうした合理化、効率化のための対応をさらに強化してほしいと思ひますが、検査そのものにつきましても、より科学的な手法を取り入れるなどして、改善を図ってほしいと思ひます。

以上、私なりに気づいた幾つかの点を取り上げ、コメントいたしました。最後に一言つけ加えさせていただきます。

農産物検査にかかわる業務というのは、一見大変な仕事でして、縁の下力持的な仕事というぐあいに感じます。しかし、その役割は大変重要でして、生産、流通、消費の三者を信頼という糸で結ぶ大切な鎖ではないかと思ひます。それだけに、検査法の改正を討議するこの委員会におかれましても、将来の日本の米の姿を十分に展望されまして、生産、流通、消費、三者の立場を公平にとらえた総合的な視野から検討を重ねていただければ幸ひかと存じます。

以上で意見の発表を終わらせていただきます。(拍手)

○中西委員長 これにて参考人の意見の開陳は終
わりました。

○中西委員長 これより参考人に対する質疑に入
ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。七条明君。

○七条委員 先ほど来、四人の参考人の各先生方
には、お忙しい中、当委員会にわざわざ御出席を
賜り、大変貴重な御意見を賜りましたことを厚く
厚く御礼を申し上げます。

自民党の七条でございます。

私は、立場として、これから各先生方に四
点ほどお聞かせを賜りたいわけですが、今回の
この農産物検査法の改正案につきましては、参考
人の先生方の御意見は、現段階でおおむね妥当だ
とおっしゃられた方もありますけれども、基本的
には賛成だということに理解をさせていたくださ
りましたし、私も、この改正案、特に新食糧法の趣旨
に沿っている意味では賛成であります。

しかしながら、これからまだ施行まで、特に十
一月までの間に具体的に詰めておかなければなら
ない問題がかなりたくさんあるような気がいたし
ますから、特にこの問題の中で、お米の表示のあ
り方、これが皆さん方やはり最終的には一番問題
だ、検査そのものもさることながら、表示という
ものがやはり最終的には一番消費者と直結をして
難しい状態だということでありまして、このこ
とに的を絞って、十分という範囲でございますか
ら、お伺いをしたいと思います。

生産者の顔が見えるような表示のあり方をする
べきだというのは、きのうも話がありましたし、
きょうもそういうふうにおっしゃられた方もあり
ましたけれども、実は食糧の検査の表示は、私
は、消費者サイドで、その消費者の方々の気持ち
にちゃんとわかりやすい表現をしながら表示を
しなければならぬと思っております一人でありま
す。

まず一点目は、米の消費者の関心が最も高い、
先ほど来話があります産地あるいは品種、年度
別、いわゆる三点セットの義務づけ表示というの
はもうやるべきだな、はっきりやっていくべきだ
と思っております。もちろん、この場合
合はミニマムアクセスで輸入をしてくるものにつ
いても、産地というか国名を表示するという表現
も含めてこれを義務づけていくべきだ、こう思っ
てお一人であります。どうであろうかという点
を、特に消費者のサイドあるいは流通や生産者サ
イドの参考人の皆さん方の御意見をお聞かせをい
ただきたいと思っております。

それから二つ目は、実は、一等米、二等米ある
いは三等米というように、格付表示が実際には原
料の玄米の段階ではされるのでありますけれども
も、精米をされて精白米になった段階でこれは
特、上、中とかいうふうな表現の違いがありまし
て、これは消費者サイドから見たら非常にわかり
にくい表現でないだろうか。消費者の方々にとっ
ては、もう少し簡単明瞭で、しかも産地から生産
者の気持ちあるいはそのときの表示のやり方が見
えてこない、どうもそういうふうな観点を持つわ
けであります。先ほど来角田先生のお話の中に
は、一類、二類と価格が違ってくるから難しいとい
う表現もありましたけれども、こちらあたりも御
意見をお聞かせをいただきたいと思っております。

さらに三点目は、表示と内容の一致が難しいか
らこれを確保することについてでありますけれども
も、現実には非常に難しいこととはわかりま
す。しかしながら、消費者にわかりやすい表示が
基本であるという認識に立ちますと、先ほど来和
田参考人の方からお話がありましたように、環境
保全型農法というものをどういうふうに表示をし
たらいいか、あるいは安全性の表示はどういうふ
うな妙案があるのだろうかとか、あるいはブレンド
をしてしまうことによって表示がしにくくなっ
ている、あるいはランクをつけにくくなっている
ということがありますから、そのブレンドの場合
の表示の方法というの義務づけをしたらどうだ

ろう、あるいは食味のランキングぐらいまで書く
べきなのだろうか。こういうこともわかれば御意
見をお聞かせを賜りたい。

最後にもう一点、四日目でありましてけれども、
ミニマムアクセスの輸入分について、特にここに
ついては安全性というのが、日本国内では禁止さ
れているような農薬が使われているケースもあり
ますから、農薬の残存量との兼ね合わせもありま
すし、国内生産米の安全との比較の立場で対応を
厳しくやるべきだ、ミニマムアクセスから入っ
てくるものの輸入は対応を厳しくするべきだと思
う一人ではありますが、この辺の御意見もお聞かせを
賜ればと思います。

○中西委員長 それでは、義務づけ表示につ
いて、それぞれ四名の参考人の方からいただきたい
と思っております。

○有賀参考人 それでは、ただいまの七条先生の
御質問に対して私の考え方を述べさせていただきます
たいと思っております。

まず、表示の関係で三点セットの義務づけにつ
いては、いかがかということでございますが、具
体的な、法律的といえますか手続等々よくわからな
い点もありますが、先生の御趣旨に私も賛成
だということに思います。

それから二点目の、特、上、中あるいは類区分
がわかりにくいのではないかといいことでござい
ますが、これもかなり専門的な検討が多分必要か
と思っておりますが、基本的にお米を食べていただきま
す消費者にわかりやすい表示にさせていただくとい
うことは、私も基本的立場でございますので、賛
成でございます。

それから三点目の、表示と内容の一致絡みでござ
います。私も生産者の側で議論が一番ござ
いますのは、ブレンドについて何とか内容を表示
できないかというように要望は非常に強いものが
ございます。実際にはなかなか難しいという点も
あるようでございますが、私どもの立場はそうい
う点でございます。

それから四点目の、ミニマムアクセス絡みのお
米の安全性の検査の点でございます。これも、ポ
ストハーベストというようなことも話題になっ
ておるようでございますので、先生の御趣旨がうま
く生かされるように私も私としてもぜひ希望した
いというふうに思っております。

以上であります。

○野村参考人 第一点の三点セットの問題でござ
います。この三点セットにつきましては、私も
も流通業界といたしましても、はっきりと表示を
するということの方がよろしいのではないかと、そ
うように考えております。

それから、輸入米の安全性の問題でございます
が、これはできるだけはっきりと表示をしてやっ
ていきたい、我々としてもその方が望ましいわけ
であります。ただ、この輸入の段階で果たして
そういうチェックができるのかどうかというよう
な問題もございまして、この点は厚生省なり農
林省の方で御努力をいただいて、ただ、その場合
もできるだけ迅速にそのようなことがわかるよう
なこととひとつお願いをいたしたい、このように
考えております。

私からは以上でございます。

○和田参考人 一点目の三点セットの義務づけに
つきましては、私もその義務づけを基本にす
べきだということに考えております。

それから、買入れの場合の一等、二等という
ような差が私たちが買うときの表示にはなかなか
あらわれてこないではないかといいことにつきま
しては、確かにそのとおりで、それがわかって、
しかも消費者にとつて間違いなくわかるような表
示、抽象的な文言ではそういうふうな申し上げた
いのですけれども、現実の表示としてどういう方
法があるのか、これから私も考えてまい
りたいと思っております。

それから、ブレンドの場合も同様な三点セッ
ト、それから構成割合ということを基本にして臨
んでいきたいと考えております。

それと、輸入米の安全性につきましては、これ
はもう申し上げるまでもなく、私も運動の非

常に大きな柱としてやってまいりましたけれども、輸入米、国内産米同様に安全性については求めてまいりましたが、特に輸入米につきましては、農薬の規制の方法も違うという点もございまして、消費者の納得のいくような検査をして、なおかつその情報をオープンにしていきたいと思います。

なお、農薬につきましては、現在食品衛生法の改正が検討されております。明日たしか衆議院の委員会にかかると思いますけれども、その中で、農薬につきましても食品添加物同様にポジティブにしてほしいということを私も求めましたが、現状では無理だ、ただ参議院の附帯決議ではその方向ということが目指されておりますので、その方向で私も今後運動を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○角田参考人 御質問の中で三点セットについては、私も前から、その方がむしろ簡単にわかりやすいのではないかと、むしろ類別という、先ほどもお話し申し上げましたけれども、そこら辺の評価は政府米について行われていた時代のこととして、これから自主流通米主体の流通の世界ではそれほど大きな意味を持たないのではないか、極端な言い方ですけれども、そのように考えます。

それから、等級と類別の問題ですけれども、等級はやはり品位ということで、類別の中心とする品質、食味という観点とは若干見方が異なっているのではないかと。したがって、等級が無意味ではないかという考え方もありますけれども、小売をされる段階ではわかりませんが、現実に精米の二、三、三等によって、その後、玄米をする段階、精白をする段階で非常に大きな意味を持つていて、逆に言えば、消費者よりも精米段階で大きな価値があるので、やはり生産者としてはそれは明示をしなければいけない問題ではないか、私はそのように理解しております。

それから、輸入米の安全性の問題ですけれども、これはなかなか直接検査法というわけにはま

いらないので、厚生省その他を含めて関係機関の連携を保ちながらの検査、あるいはどこまでその安全性を保証するような記載を精米にまで記すか、そこら辺が一つの問題かなと思います。

それから、ブレンドした米をどう表示をするのかということも大きな問題になろうかと思いが、今度はどうなんですか、例えば、まず計画流通米何%、計画外流通米何%、そういうぐあいに書いて、そして計画外流通米としてこの産地、品種、産年、そういうようなことがひとつ想定をされるわけですが、そこら辺についてはなお具体的な検討が残されているように思います。

以上です。

○七条委員 いろいろ聞きたいのでありますけれども、もう時間が終了ということでございすから、基本的に御理解をさせていただきます。

○中西委員長 石破茂君。

○石破委員 参考人の皆様、御苦勞までございます。私も時間が十五分でございますから、手短かに質問をさせていただきます。

まず、有賀参考人にお尋ねをいたしたいと思えます。

今回の新食糧法案並びに本検査法の改正案、生産者にとつてどうやってこれを利益がある方向に導いていくのかということではなからうかと思っております。その点、JAの取り組みとして、この検査法の改正をどうやって生産者にメリットが行くようにしていく運動をされるおつもりか。

これから産直というのがどんどん進んでくるだろうというふうに一方で言われていますが、それぞれの農家が産直をやっている、本場にそれ耐えていく力を持っているかどうか。やってはみたもののというようなことが起こってしまつて、かえって悲惨な結果を招きかねないというようにも思っております。

今度、特別栽培米というような特裁米の制度がなくなる。計画外流通米というものになつて入

てくる。そういうようなことも絡んでくるわけでございますが、どういふような形で生産者の利益というものを守っていくとされておられるのか、その点をお尋ねしたいと存じます。

○有賀参考人 ただいまの石破先生の御質問に對しましてお答えをさせていただきますかと思いま

新食糧法、具体的には関連の検査法絡みで、生産者にとつてそれらをどのようにメリットあるものにしていくかという御質問の御趣旨かというふうに思います。新食糧法絡みにつきましては、先ほど意見の中でも紹介させていただきましたが、現在、組織協議というようにことで認識を深める努力を続けておるところでございます。

私どもの立場といたしましては、新法の趣旨はあくまでも計画流通米というのお米の流通の主

流であるという考え方でございまして、私どももそれは賛成でございます。

したがって、可能な限り計画流通米、具体的には自主流通米を、私どもJAグループとしては生産者等の理解を得ながら確保していく、確保していくといふことが量をふやしていくというのが基本的な姿勢でございます。そういう中で、計画流通米ということであれば国の検査も義務づけ

ということになって品質も保証されるということでございますので、そうしたお米の流通を主たるお米の流れにしていきたいというのが基本的な立場でございます。

そのような中で、では計画外についてはどうかということでございますが、計画外の中身が、ただいま石破先生からお話ございました、一

つは産直というふうなものでございます。生産者と消費者とを直につないでいくというふうな点でございます。

これらについては、特別栽培米、つまり現行までの段階では、どちらかというとJAグループはそういうものには消極的な立場で対応するという点がなかったわけではないというふうに思います。が、これからは新法の趣旨のもとで、そういった

わゆる産直的なものにつきましても、私どもJAグループとしては積極的にそれにタッチしていく。生産者から消費者に直接お米が渡るというところは非常に好ましいことでもあります。したがって、生産者に負担にならないように、例えば代金決済の話とか事務的な点でありますとか、そ

ういふものに対して私どもJAグループとしてできるだけ援助をしていく、こういう形をとりたいたいというふうに思っております。

したがって、そのほかの計画外流通につきましても、できるだけ私どもJAグループとしては積極的に扱っていく。その中で、計画外につきましては任意検査といえますか検査をしていただくということは可能なわけでございますので、できるだけ検査をした品質のよいお米を消費者に提供していくという観点で努力していきたいと思

います。また、そういう努力が生産者のメリットにもなるのではないかと感じがしております。

以上でございます。

は、検査とは直接関係ございませんけれども、これからも一層力を入れて産地の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○石破委員 続いて野村参考人にお尋ねをいたしたいと思えます。

先ほど来、三点セットというものは必要だというお話が出ておりますが、実際問題、銘柄はもう百何十種類とあるわけですね。それぞれのお店屋さんにしてみますと、本当にそういう品ぞろえがちゃんとできるのですかねということがあるだろうと思う。こういうような三点セットというものが流布されるようになって、それはあるのかねと言つて、ありませんよと言つと、何だ、ないじゃないかというようにも起こつてくるでしょう。実際、三点セットを表示すべきだとして、理論としてはわかるのですが、現実対応としてそのようなことが可能ですか。

○野村参考人 ただいまの先生の御質問でございますが、この三点セットにつきましては、確かに非常に種類が多いわけではございますが、なかなか全種類をそろえるというわけにはまいりませんが、ただ言えますことは、地域ごと、例えば東京であるとか関西であるとか大阪であるとか、その地域で特殊なというものがございまして、東京などいけば三点セットの表示というものはある程度可能かなというふうに考えております。

ただ問題は、我々流通業者としてよく言われることは、表示と中身の問題を問われるわけでございます。従来は食糧法という中で守られてきた商売でございますから、それで通つたわけでございますが、これからは自己責任というものが非常に求められるわけでございますので、業者としてもそれなりにやはり三点セットの表示と中身というものを真剣に考えて、またそのように取り組んでいくのではないかな、そんなふうに考えております。

ただ、先生おっしゃるように、ではすべてのもの

を果たして取り扱えるかということになりますと、これはちょっと不可能ではないか、そのように思っております。

以上でございます。

○石破委員 三点セットが明示されるのが一番いいわけですが、実際問題なかなか難しいねという気がして居るのですね。そこをどうしてやっていくのか、これからまたお知恵をいただきたいと思っております。

今お話にございましたように、じゃ、新潟産コシヒカリといつて本当にそうかというようなのはありまして、実はその生産量の何倍も出回っているよということがどうもあるらしい。きのう食糧庁にお尋ねをしたけれども、実態は把握できないということでした。それは消費者もいい迷惑ですが、まじめにつくつた生産者もこんな迷惑な話はないわけですか、これをどう担保していくのかというのが大事なことです。三十万円以下の罰金、その前に警告があるということですが、実際それが機能しているのかというと、今までどうも機能していないような気がしますが、罪刑法定主義の実効性が余り担保されていないような気がするのです。どうすればこれはきちんと実効性が保てるか。私は余り性善説に立っている人間じゃないものですから、どうやってこの辺を担保していくか、どういふような方策がござりますか。

○野村参考人 問題はその担保の問題であらうかと思ひますが、これから制度は変わるわけでありますが、行政におかれましてはいろいろな問題点はあるかと思ひますが、やはり行政におきましてのある程度のチェックができるような体制というもの、これを今後考えていただく必要があるんじゃないか。

特に申し上げたいことは、大型精米工場、ここにおきましては大体間違ひなく義務づけのとおり実施されていると思うわけでございますが、やはり全国に九万からの小売の窓口があるわけでございますから、その面まで果たして行き渡るかどうか

かということには私自身も疑問を持っております。ただ、先ほど申し上げましたように、これからは本当の商売という観点で成り立つていかなければならないわけでありまして、業者の自己責任、それによって消費者に信頼されるかどうかというところでありますから、その辺をやはりこれらの厳しい環境の中で業者の方々も十分認識をされていくのじゃないか、そんなふうにも考えております。

○石破委員 そういたしますと、今表示ができませんのはいわゆる大型精米業者に限られている、五十馬力以上のを持つていなければいかぬ。考え方として、これを小売まで広げていこうとどうだという考え方も片方にあるわけですね。今のお話を進めると、それはもう自己責任の原則で、妙なものを売つたらそれはもう自分で責任を負いなさい、そういうものに対しては行政はきちんとチェックしますというふうな前提のもとでそれを、何も小売店まで広げることができかどうかというのには認すべくも考えますか。

○野村参考人 ただいまの限定制度ですね、こういうものはやはり引き続き継続させていただいていいのじゃないか、そんなふうにも思っております。

以上でございます。

○石破委員 角田参考人にお尋ねをいたします。麦の成分検査の導入についての御意見がございました。これは、国産麦というののいかに競争力がないかというのは毎年毎年麦の値段を決めるときに痛感することです。オーストラリアのASWと競争してやってみても、どう見たって、焼ききたてはいいのですが、しばらくたつとくしゃつとなつちゃうようなパンでして、うまいぐあいにいいかない。品種改良というものの時間のかかることですからなかなか進んでいいかないわけでございますが、麦について成分検査というものを積極的に導入する意義というものはどのようにお考えですか。

○角田参考人 先ほどもお話し申し上げましたように、小麦の例えはたんに、アミロースというようなものは用途そのものに直接影響しますので、お米の場合とは随分違つていきたいと思います。

もちろん、日本の小麦の九〇％以上が輸入で賄われているわけではございませんけれども、やはり技術者あるいは研究者としては、できるだけ日本にも、パンにもなれるような麦を今一生懸命試験場では育成していると思ひます。ですから、育成場所では当然そういうものを検定しているわけでございますけれども、やはりいい品種ができて、そして日本でも立派に、普通のめん類は当然であるが、パン用にもなれるような、そういう品種、有望系統ができたなら、積極的に業界にも使つていただきたい。それから、そういうものを判定の基礎資料にしたい。そういう効果は非常に持っているのではないかと、私はそう思ひます。

○石破委員 それでは、最後に和田参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

輸入米の表示についてですが、原産国、産年というものを表示すべきだ、こういうふうなお話でございました。それはそうだろうと思ひます。ただ、アメリカといつてもいろいろなところがあるわけで、アメリカンソーもあればカリフォルニアもあれば、タイといつてもこれまたやたら広いわけでは、私は、これは素人考えです、あるいは違つていふのかも知れませんが、原産国だけでいいのかなという気がしないでもないのです。それがアメリカなどというやたら広い国で、じゃ、一体そのどの地域でつくられたものなのかということ、消費者はお知りになりたいのではないかなという気がしないでもないのです。その点、いかがでございますか。

○和田参考人 今お話のございましたように、やはり原産国だけではなくて、広い地域の場合に、その産地によつての味の違いはいろいろある違いが出てくるということも聞いております。

私も、実際のところ実態についてはまだまだ知らないことが多いと思ひますけれども、できる

だけ細かく、その原産国だけではなくてその中の産地ということも、アメリカに限らず、これから現実問題をよく勉強しながら求めていきたい。原則としては原産国だけではないということをお答えいたします。

○石破委員 時間が参りましたので終わりたいと思いますが、いずれにしても、新食糧法案、そしてこの検査法改正案、今までのやり方を根本的に変えるものだと思います。生産者にも消費者にもきちんと利益がある。それは、私どもが堅持していかなければいけないのは、いろいろなこととありますが、やはり国の基礎的な食糧は国の中で賄っていくんだ、なお国際的協調のもとで外国からも入れていかなければいけないけれども、どうやって国の食糧を国の中で賄っていくか、基本的な考え方を捨ててはならぬというふうな思っております。

これから新食糧法施行までにまた御議論をいただきます。確実にそういうところを詰めていただきたい、かように要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○中西委員長 鈴木吉雄君。

○鈴木委員 社会党の鈴木でございます。

参考人の皆さんには、大変御苦勞さまでございます。

まず、野村参考人に御質問いたします。

ただいまの生産者の団体の有賀参考人もおっしゃっておりますけれども、今回の新食糧法の改正は、いわゆる計画外流通米というものを認めた形になっております。しかし、これは現状追認的な意味合いが多いところでございまして、産直とか顔の見える、そういった積極的な意味合いもありますけれども、現状は非常に大きな不正規流通米が発生しておるということでございます。これについては、生産者団体としては極力これを全量計画流通米に持つていくという方向であります。

同時に、販売業界においてもこのことを積極的

に受けとめて、むしろ計画流通米というものを中心に扱う。同時に、任意検査においても、検査米というものを中心に積極的にこの拡大を図っていく。そうでなければ、先ほどお話あったように検査米と未検査米をブレンドするというようなことが現実には発生をして、それが表示の問題とも関係してきますから、そういった意味で、計画流通米あるいは検査米というものについてどういった積極的な取り組みをしていくのか、この点についてまず第一にお聞かせいただきたいと思っております。

○野村参考人 ただいまの先生の御質問でございますが、私も流通業界といたしましては、できるだけ計画流通米、これを主体にやってまいりたい。それで、消費者と申しますか、いろいろな角度のニーズによりましては、あるいは計画外というものも取り扱わざるを得ないという面も多分出てくるわけでありまして、その場合も、任意検査というものが設定されておりますので、先ほど来議題となっております表示の問題等もございまして、できるだけ計画外流通米につきましても検査を受けて取り込んでまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○鈴木委員 有賀参考人にお聞きをいたします。先ほど、受検の一層の効率化ということについて触れました。具体的にはどういったことを望むか。私も議員になる前は農協の職員でありましたからよくわかるわけでありまして、この辺、具体的に申し述べていただきたいというふうな思っています。

○有賀参考人 ただいまの鈴木先生の御質問でございますけれども、効率化と申しましても、検査というものはなかなか手数がかかる作業といえますかお仕事でございますから、なかなか難しいかなというふうにも思います。

ただ、現場では、食糧検査士の方々と私どもJAグループの職員などお手伝いをさせていたいただきながら検査業務というのが行われておるわけでございますので、専門的なことになるのかもしれない

かもしれません。現場ではサンプリング検査というようにところで実際には行われているわけでございますが、より統計的な手法といえますか、多分そういう感じで一層の効率化が、これまでもされてきたというふうな思っていますけれども、されるのではないかと思っています。

ただ問題は、余りそういう点だけ追求されますと、お米を出荷する生産者に与りまして不便が生ずる可能性もないわけではないわけでございます。検査の場所等々、その辺は現場ではなかなか難しい課題だというふうな考えておるわけでございます。

以上でございます。

○鈴木委員 もう一点、お伺いします。

先ほど角田参考人から米の食味ランキング、特AですとかAですとかA、私もそういう話を聞いております。生産地段階でもそのことで、例えば北海道ですと、Aについてはどここの地域だとか。これについて、生産者団体として今後米の産地の格付として積極的にこれをしていく考えがあるのか、この点についてお伺いをいたします。

○有賀参考人 ただいまの鈴木先生の御質問でございますが、これまでもそうでしたけれども、新食糧法のもとでは、今先生がおっしゃったような意味でのいわゆる産地のお米づくりの熱意といえますが、それぞれの産地の特殊性を生かすお米づくりというものは今以上に積極的に進むのではないかとこのように思っています。そうした中で、お米の主産地についてもいろいろの動きが出てきておりますし、これからますます出てくると思っております。

ただ、検査絡みとの関連で、じゃ、私もJAグループといえますか生産者団体としてどのような全体的なスタンスで対応するかということにつきましては、率直に申しましてまだちょっと本格的な検討というふうには至っておりません。直接お米を取り扱っておりますのは全農サイドでございますが、これから全農、経済連、JAとの話し

し合いの中で今先生がお話しになったようなことは受けとめていくことになるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○鈴木委員 先ほど和田参考人から品位の規格についての再検討が必要だと。

そこで野村参考人にお聞かせを願いたいんですが、けれども、生産者側からいいますと、例えば、先ほど言いました、被害粒〇・一%以内でなければ一等米になれない。これは、米の最終段階の収穫過程での問題で、例えばピンク米等の、何というんですか、発酵させて被害粒が発生する場合もありますけれども、多くはカメムシ等の食害による黒い斑点をつける。後で和田参考人にもお聞かせ願いたいのですけれども、むしろ消費者側では安全性との関係で、これは収穫直前にこのカメムシが発生してもみを食害するというところで予防も兼ねて収穫末期に非常に短期間に農薬を散布するわけでありまして、私も大変大きな問題があるというふうな思っています。

一方で色選別機等の機械が非常に発達をしておりますから、こういう点についての規格の見直しというのについて、いわゆる販売業界としてどういうふうに見るのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○野村参考人 ただいまの先生の御質問でございますが、私もいたしまして、そういう従来の検査規格と申しますか、そういうものについてはできるだけやっていただいた方がなおベターというふうな感じは持っております。最近我々の各企業におきまして精米工場設備と申しますか、こういうものは大変に発達をしております。そういうものも完全に除去できる、このような段階を踏まえておりますので、そういった点の検査というものはある程度削減いただいても、私もいたしましては、できれば合理化をもつてスピードある検査体制といえますが、そういうものを考えていた

ければと、そんなふうに思っております。
以上でございます。

○鉢呂委員 このことは、やはり一般の消費者は白い御飯に黒い斑点が入っていると、これは非常に米屋さんにも言ってくるそうです。しかし、安全性、より低農薬のものを食べるということはいくらも大変大切なことになるわけでありまして、そういった意味で和田参考人にお聞かせを願いたいのですけれども、見てくれだけでなくて、より内容といえますか、あるいはそういう残留農薬も含めてのより安全なものを食べる、まだ日本人はそういうところに必ずしも賢くなつてないのではないかと、いふふうに思われますけれども、その点についてお考えがありましたら。

○和田参考人 確かに、今お話ございましたように、すべてのお米がとにかくいい、見た目が非常にきれいで上がっているという状況の中で、着色粒なりそういうものがあるということが消費者が米屋さんに言っていくことが現実にあるだろうとは思いますが、逆にそれが、今お話のありましたような収穫直前の不必要な農薬の使用ということをしていくというふうな事実は一切知らないわけですね。ですから、やはりその辺について実態を明らかにして、これは別に食味についてどうこういうものではないのだよ、そのために、こういうことがなければむしろ農薬の使用回数を一回でも二回でも減らすことができるのだということがもし事実であるならば、そのような点をきちんと情報として伝えていただければ消費者の方もきちんと理解ができるのではないかなと考えておりますので、その考えに立つて対応していただきたいというふうに考えております。

○鉢呂委員 時間が来ましたので、本当はもう一点質問したかったのですが、表示と内容の一致、とりわけ認証システム、販売業界として、総体として、いわゆる三点セットのものの仕入れと、それからできた製品と判定、これをきちんと認証するシステムについての御質問をした

かったのですけれども、時間が来ましたので終わります。
ありがとうございます。

○中西委員長 錦織淳君。

○錦織委員 新党さきがけの錦織でございます。参考人の方々、本当に御苦労までございます。先ほど和田参考人の方から、環境保全型農業、有機農業の推進に役立つような、そういう制度づくりというような問題提起がございました。私は、これは非常に重要な点ではないかなと思います。安全な食糧を確保するという点もございまして、それから今回の新食糧法なりこの検査法の改正というのは、ある程度多様な流通、多様な商品、こういった観点も考え方として入れておるわけでございます。

こういった点について、有賀参考人、そして野村参考人、それぞれ生産者あるいは流通業者の立場からどのようにお考えか、簡潔にお述べいただければと思います。

○有賀参考人 ただいまの錦織先生の御質問といえますが御意見でございますが、結果として今回の改正が有機農業の推進に役立つようにというふうな御趣旨であったかというふうに思いますけれども、私も、私も生産者団体といたしまして、従来のように、ただ量だけつくればいいというふうなことで消費者のニーズは満たせないという基本的立場に立つております。また、ただおいしいだけということでもこれからはなかなか消費者の理解を得られないということでございますので、先生の御趣旨には全面的に賛成でございます。現場では有機農業の推進ということになりますとなかなか難しい点もございますけれども、そういう方向で努力はしてまいりたいというふうに思っております。

なお、それらの表示とか、そういうことになりますと、これは多分相当専門的なことになるのではないかと、お国の方でも鋭意検討しているというふうにも聞いておりますけれども、そういう検討結果がまとまれば、私も生産者の側としても、

全面的にそういう方向で努力はしてまいりたいというふうに思っております。
以上でございます。

○野村参考人 ただいま先生の御質問でございますが、私もどなたもいたしまして、環境の問題、これは非常に心配をいたしております。

ただ、やはりお米をつくり出す上におきまして、農薬というものは若干必要でございまして、また、そういうものが使用されないと、先ほど来お話が出ておりますカメムシの問題とか、そういうものの駆除ということもなかなかできない、そういうような問題もあるわけでございますが、要は、できるだけ農薬を使わず、例えばそうしたカメムシのようなものが出ましても、これは余り食する上にその味とか何かに影響がないというふうなこともございまして、その辺はひとつ消費者の方にも御理解をいただいて、まず安全性というものを重視した食というもののお考えに立っていただきたい、そのように思っておりますので、以上でございます。

○錦織委員 最近の農業、食糧問題の議論をいろいろ聞いておりますと、今非常に難しい局面に立たされているのではないかと。特に、農業、食糧に、関係の深い方々の中では共通の前提あるいは暗黙の前提になっているようなことも、外に出てみると必ずしもそうではないというような問題が多々ございます。

本日、直接のテーマではないかも知れませんが、非常に重要な点なので、ぜひとも参考人の方々の御意見を伺いたいのは、現在、規制緩和に伴って、いわゆる安全性の基準という点について、国際水準との整合性というようにことが議論をされております。私も、規制緩和と検討委員会というのを政府で設けて、そこでの議論をつぶさに聞いてまいりましたが、相当激しい議論が関わられております。

この機会に四人の参考人の方々から、この問題について、特にこの検査制度は、残念ながら品質

検査であつて安全性の検査ではないという本質的な問題点を抱えてはおりますけれども、この機会にぜひともお伺いをしたいと思います。

○角田参考人 私どもも一消費者として、食べ物

の安全性ということについては常々関心を持って

いるわけでございますけれども、ただ問題が幾つか、私の立場とすれば悩むわけでございまして、一つは、現在の日本の農業の基準、残留農薬の基準等につきましても、世界的に見ては非常に厳しい低さという点、それから使用する農薬の数も非常に制限をされておまして、そういう意味では、世界の中を見回しても、日本の農業に対する姿勢というのは今までもかなり厳しかったように思っています。

ですけれども、さらに農薬を使わないということ

ば、非常に幾つかの面を含んでおるわけでございまして、そういうものがもつと能率的に、組織的に、しかも農業、化学肥料等の節減につながるような技術、そういうものの開発というものが非常に焦眉の問題であって、急がなければいけないのか、そのように私個人では思っております。

○和田参考人 安全性の問題につきましては、今、国際平準化、国際ハーモニゼーションということが言われてまして、農業に限らず比較的厳しい日本の基準がとすると緩められがちになっていくという面がございしますので、私どもとしては、やはり国民の命と健康を守るためにということでさまざまな運動、先ほど申し上げました食品衛生法の改正についての申し入れなども含めまして、国民の命と健康を守るためにということで運動を過去からしておりますし、特に最近の国際平準化という問題については、それで大丈夫なのかという運動を続けております。

○野村参考人 安全性の確保の問題につきましては、やはり規制緩和の問題よりも優先して考えていくべきだろう、そんなふうには思っております。

○有賀参考人 要するに、規制緩和と国際水準との調和の問題というふうに御質問の御趣旨を受けとめたわけでございますが、我々日本人のための安全のために設けられているさまざまな基準を、国際化という観点から、それをより守る形でということならいいのですけれども、その規制を緩める、つまり一般的に言いますと、安全性という観点からしますとマイナス効果が及ぶような、そういう事態はぜひ避けていただけないかというふうに思います。そのことは国や先生方にもぜひお願いしたいという立場でございます。

○錦織委員 それでは、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

○中西委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 参考人の皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

日本共産党の藤田スミでございます。私は、まず最初に和田参考人にお伺いをしたいと思います。私も消費者の一人でありますし、消費地大阪におりますけれども、消費者の米の表示に対する不信感というものは非常に強いものがある。新潟コシヒカリなんというような袋はどこに行っても目につくわけですが、それでは日本じゅう新潟県かと言いたくなるような、そういう袋が積まれていたり、中国産米が平気な顔をして国産米に混ざられていたりする。現在行われております任意表示でも、産地、品種、産年のいわゆる三点セットが実施されているのはわずか二％であります。だからこそ検査・表示制度に関する研究会で、この三点セットは必要の表示事項とすることを含めて検討する必要があるという強い要望が出されたと思うわけですが、今回の改正案の中では、これは受け入れられておりません。

この問題について、消費者として今真に必要な表示というもののについて、私が最後でございますので、和田参考人から、もう少しきちっとまとめたい、消費者として求めたい真に必要な表示の内容をお聞かせをいただきたいのが一点です。

そこでは、もちろん輸入米の表示の問題がございまして、昨年のあのときも輸入米の年産表示は行いうべきだということを私も随分主張いたしました。今、今回も主張しておりますが、やはり米に対する外国の評価が、古米の方が評価されるというような国もあったりしまして、その違いが一層年産表示というものをなじませないものになっているというふうな政府の答弁で、苦し紛れに昨日は検討するところまでは言っておりますけれども、しかし、態度を見ていたら、なかなか大変だなと思うわけです。ぜひ消費者としての声を聞かせて、要望を開かせていただきたいと思っております。

安全性の問題についても、これが消費者にとつて一番関心が強いんだというお話でございました。まことにそのとおりだと私も思っております。昨年緊急輸入で入ってきた米、厚生省の資料を取り寄せてみましたが、不思議なことに、先行サンプルで入ってきたその米と、それから同じ米を船積みして到着時に検査した米とは、全く違う農業が検出されたという事実があります。その中で、到着時に検出される農業の特徴は、ポストハーベストとして使われる農業が非常に多く出てきているというふうな、そういう結果も私は厚生省の資料で見ているわけでありまして、そのポストハーベストの心配に加えて、先ほどから和田参考人もおっしゃっておいでのように、SPS協定を受けてハーモニゼーションだということですが、せっかく日本の農業基準は使用も少なくしているし基準も厳しくして安心感など思っていたのが、これからハーモニゼーションで非常に条件が変わってくるという、そういう物差しの問題も出てくるわけでありまして、そういう点から、ぜひ輸入米に対する安全性の確保について、消費者としてかく望むというところを、少し時間をかけていただけて結構でございますので、お話を聞かせていただきたいと思います。

○和田参考人 時間をかけてとまでおっしゃっていただきましたが、まともなかどうかわかりませんが、一点目の、消費者にとつて求める表示ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、文言で言えば消費者にわかりやすい表示、それから中身と表示が合っているかどうかという二点に尽きますけれども、現実の表示というところにつきましましては、とっさでございまして項目の落ちがあるかもしれません、先ほど申し上げました、産地と品種、それから産年、この三点セットを義務表示の中心に据えるということ、あとは重量、それから摘精年月日、それから最終の責任をどこが持つのかというところの業者の氏名、住所、あるいは電話番号までの表示というふうなもの、それが私どもとしては今まで考えておりました表示の中での基本ということに考えております。ただ、今先生からお話のありましたような一括表示、これは決められますけれども、それ以外のところにつきまして、その時々、いろいろな表示が出てまいります。私ども、どうかかなと思うものにつきまして、そのたびに食糧庁へ持つてまいりまして対応していただいたこともございますけれども、先ほど申し上げましたように、消費者に与えるインパクトというものはむしろ強いわけですから、その辺についても十分に対応していただきたいということを申し上げておきます。

それから、特に輸入米についての安全性の確保につきましては、緊急輸入の際にも、三段階のチェックをしているから心配はないと言われる反面、今先生がおっしゃいましたような現実の問題、それからサンプルのとり方というふうな、いろいろな問題が出ております。

これから恒常的に輸入がされるという事態になりまして、そして、それぞれの国では日本のような衛生状態ではないというふうなこともよく聞いておりますので、やはりこれは厚生省と十分に連携をとり合って、一つは、農業の例えば残留基準なり使用法の規格基準の決め方の問題があると思っております。これにつきましましては、やはり国際平準化に名をかりて緩めるといふことのないようにということを望んでおります。

世界で、国際的に共通な物差しというのは望ましいことだとは思いますが、それが世界じゅうの人にとつて好ましいような厳しい物差しであれば共通の物差しというのはいいことだと思っておりますけれども、むしろ緩い物差しであって、それに上乗せするときは、いろいろその国の条件ないしは合理的、客観的な根拠、科学的な根拠によるとなっておりますが、果たして日本が今後主張するようなことが、その科学的、客観的な根拠として認められるのかどうかというふうなことは非常に懸念しております。

その決め方、それから検査体制、その検査が十

分にされているのかどうかということ、それからもう一点はその検査の実態が情報公開されるかどうか。基準の決め方、検査のあり方、それからその検査の結果の情報公開という、この三点につきまして、これは米に限らずですけれども、私どもは安全性の確保ということについての運動も続け、お願いもしてまいりたいと思います。

○藤田委員 どうもありがとうございます。
もう一点お伺いしたいわけです。

今回の法改定で、輸入米については農産物検査量を支払って輸入される米については農産物検査義務がなくなるわけであり、米も政府が買入れる米以外のものは国は検査しないということになっております。これは、今現在では国家貿易というもので極めて限定された米がそういう任意検査ということになるわけで余り問題はないと思いますが、問題は今後、米は関税化されておりますが、これが関税化されれば米と同様に農産物検査相当量を支払って輸入されるものは農産物検査義務が外されていくということにつながっていくわけでありまして、輸入米の品質の信頼性が非常に低い中でこういうふうな法改定が行われるということについてどう受けとめていらっしゃるか。

私どもはもちろんです、改めて言うまでもありませんが、安全で安心な米は何となく日本でもとれる米を私たちがいただき続けることだということに思っております。したがって、私たちは自由化というものを受け入れるべきじゃないという立場ではありますけれども、七年後の情勢いかによっては、この法律がそのまま生きていけば、そういうふうに関税を超えて入ってくる米麦ですね、麦は現在そういうことに法改定でありますが、米の方もそういうことになることを非常に危惧しております。御意見を伺いたいわけですね。

○和田参考人 安全性の問題も含めまして、検査ということにつきましては、将来、先ほど私も申

し上げましたように、新食糧法が施行されてからというもの、輸入の今後の、今おっしゃいました数年後の場合も含めましてやはり見直し、ないしは今出ております検査法では十分に対応し切れないというような不都合が生じることが十分考えられますので、私どもも再検討の必要があるのではないかなというふうに考えております。

○藤田委員 最後に、野村参考人からお伺いをしたいわけですが、三点セットの実施が求められている中で、端的に、流通関係者として実施するに当たって障害になるものがあると思われれば、それが障害になるのかということ率直にお聞かせをいただきたいと思っております。

もう一点、有賀参考人に確認をしておきたいと思っておりますが、ビール会社との契約栽培のもとでは、つまりは、政府に麦を売り渡すという関係にはありません、ビール会社に売り渡しているわけですね。今回はそこは任意検査ということになりました。これまでは義務検査で公正な格付が行われて、それによつて公正な取引がなされていたわけですが、任意検査の導入で生産者に不利にならないかという心配をしておりますが、お聞かせいただきたいと思っております。

○野村参考人 ただいまの先生の三点セットの障害の問題でございますが、私もといたしましては、例えば袋の表示等が頻繁に変わるということが業界といたしまして大変なリスクが生じるわけでありまして、そういう点が非常に不都合な点かなというふうに思っております。

○有賀参考人 ただいまの藤田先生のビール麦関係の点でございますけれども、ビール麦につきましては、ビール会社との契約関係で取引が行われますので、任意検査ということになることはそのとおりだということに思っております。

ではどうするかということでございますが、実際には、私も生産者団体の代表といたしまして全農がビール関係の業界と売買の折衝等をする立場にあるわけでございますが、これから新しい検査法が成立すれば、そのことを前提にしよう

するかという協議をするという段取りになろうかと思っております。

その際に、ただいま藤田先生が御心配のような生産者に不利にならないように、私どもの立場としては、任意検査ということ前提に、つまり、これまでの検査を前提にビール業界の方でビール麦の扱いをしていただけないかという姿勢でその折衝に全農を中心として臨みたいというふうに思っている次第でございます。よろしくお願いいたします。

○藤田委員 時間が参りましたので、どうもありがとうございました。

○中西委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。
この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

○中西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農産物検査法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 我が党は昨年末以来、農産物検査法の改正について、小委員会を設けて検討させていたいただきました。今回の改正案は、次の新しい、我が国に適應した、生産から流通までの一貫した、国民に安全な食糧を安定して供給できるという形の中で、今回の措置は妥当であるというふうに評価をするところでございます。

ただ、新食糧法ということで米の流通が大幅に変わりますから、現状追認的な意味合いも若干あるというふうに思います。それは、計画外流通米について任意検査にしたということでございます。まして、きょうの午前中の参考人の意見開陳でも、むしろこれを積極的に受けとめて、とりわけ新食糧法でも国が米の需給を管理をして、これを生産調整あるいは備蓄という方法で円滑な推進を図るという責務がございますから、とりわけ計画外流通米を把握をするということは、届け出制という制度は設けておりますけれども、極めて大切である。

そのことを、いわゆる国営検査というものを、任意でありますけれども大宗が受検をするような仕組み、そして同時にまた、その国営検査というものが米の価値を高めるという視点を、今回の意見開陳でも、流通、販売業者も含めて、国営検査が大変意義があるというふうに認めておるわけでありまして、そういう点で計画流通米が米の流通の大宗を占め、さらに検査についても国営検査をしつかり受けておることが極めて大切になるだろう。

そういう視点で、大臣としてこのことについてどのようにお考えになるのか。とりわけ、農水省としての、検査を受検するという、指導という観点で御意見をいただきたいというふうに思います。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

新しい米の管理方式と申しますか、新食糧法のもとにおきます米管理システム、これに対応いたしまして今回の検査制度を改正いたしまして、審査をお願いしておりますところでございますが、計画流通米については、今もお話ございましたように、義務検査として引き続きやっていく。計画外流通米については、制度の本質から見ましても任意検査としたところでございますけれども、生産者と消費者が直接顔が見えるというように特別な取引はもちろんでございますけれども、計画外流通米についてもやはり集荷、販売という

ような流通過程を経る。その場合にもやはり規格の設定と検査による信頼性の取引というものが円滑な取引にとって大変重要でございまして、この点についても任意検査という道が開かれていくということについて関係者に対して十分な認識を求めまして、制度が活用されるということを図ってまいりたいというふうに思っております。

○鉢呂委員 きのうの午前中の東大名教授の角田さんからも、仮にこの計画外流通米を大量に扱う流通業者があらわれた場合については、これをきちんと国の指導で検査を受けるように指導するべきだというふうなこともお話をされておりました。ぜひ、国の積極的な指導をお願いしたいと思っております。

次に、検査規格の見直しについてであります。食糧庁長官にお聞きをいたしたいと思います。

午前中におきまして、検査規格について、これが流通、消費にわたって、あるいは生産においても現状効果あるものとして認められる、しかし、その検査規格については見直しが必要であると、四人の参考人それぞれのような話をされておりました。

特に、具体的に一つ例を挙げまして申し上げたいと思っております。消費者の食味あるいは安全志向というものは、最近極めて大きな高まりがあるわけでありまして、御承知のとおり、水稲ウルチ玄米の検査規格というのについては、容積重ですとか整粒、形質等々の見た目、あるいはそういった視点での品位検査が行われておりますけれども、例えば、被害粒の形で、死米ですとか着色粒ですとか、あるいはまた異種穀粒、異物というようなランクづけがありまして、それぞれ一等から三等あるいは等外という表示があるわけでありまして、例えば着色粒というのは、最高限度一等米が〇・一%を超えないということですから、千粒に一粒、二粒あればこれは二等米以下ということになるわけでありまして、御承知のとおり、私は北海道でありますけれども、

も、この被害粒、とりわけ黒色斑点米といいますが、これは収穫直前のもみにカメムシが付着をして、それが食害をして雑菌が入るといふことでありまして、そのために、北海道はもともと低農薬量だ、今低農薬ですとか有機農薬ですとかといふことがなされておりますけれども、北海道自体はもうほとんど府県の三分の一以下の農薬しか使っておらないというところでありますけれども、このカメムシ防除が極めて徹底的に、予防的に行われております。

このことについては、何もこれによって残留農薬が発生しておるといふことではありませんが、とも、より低農薬の、安全性の高いお米を食べたいという消費者の志向からいいますと、現状の検査基準というのは厳し過ぎるのではないかと。きょうも、流通、販売段階あるいは消費者の代表からも、このことについての言及がございました。

私は、そういった面では、安全性に着目をして、農水省としてこの点についてきちんと言直しを真剣に具体的にすべき段階に来ておるのではないかと。〇・一%と三等米の〇・七%ではそれほど大きな違いはない。大型の搗精工場では既に色彩選別機をほとんどが入れておりますから、こういう点について具体的に農水省として見直しをすべきである。

これは、生産段階でも極めてコスト低減にもつながりますし、あるいはきょうも参考人は、環境保全型の農業というものをきちんと具体的に生かすべきであるというところからいっても、秋の散布という力はカメムシ以外の虫も全部死滅させるぐらいの力があるわけですから、そういった意味で環境保全型という視点に立つても、このことの見直しをすべきであるというふうに思いますけれども、食糧庁長官の具体的な答弁をお願いいたします。

○上野政府委員 このお話につきましては、これまでも先生から私承ったことがあるように記憶をいたしております。

おっしゃられますとおり、低農薬の農業あるいは環境に優しい農業というものにこれから取り組んで進めていかねければならない、まさにこれが我々の今後の進むべき方向だといふふうに考えるわけでもございまして、そういう方向に沿ったいろいろな問題の解決ということについては、鋭意努力をしましてまいらねばならないというふうに考えておるところでございます。

この検査規格の問題につきましては、生産者は一等に該当するいい品質のものをつくりたい。したがって、カメムシの被害に遭わないように努力をするということにならざるわけでございますけれども、一方で、消費者、取扱業者の側から見ますと、いろいろな価値判断、価値基準がございまして、そういう感覚のもとにお米の品質というものを判断される。この両者の利害の接点で検査規格というものができ上がっているわけでございます。そして、私ども、検査規格を改正したり、新設したりする場合にも、これらの各関係者のいわばコンセンサスのもとに規格をつくってまいっております。

カメムシのこの問題につきましては、今委員のお話の中にもございましたように、大型の搗精工場では色彩選別機が取り入れてあつて、そういう問題に配慮する必要がない、そういう規格であっても問題はないんだという話を私どもも聞いておりますけれども、なお店頭精米で搗精をしておられるような販売業者の側からは、やはり着色粒の除去に大変コストがかかるという御意見もございまして、必ずしも、こういう方向での規格の改定について、現在のところコンセンサスが得られていないわけではないというのが実情でございます。

お話の方向といたしましては私どもも異論のないところでございまして、関係の方々御理解を得るようには、私どももあるいは生産者の方々もともどもに努力をするということで、そういう方向での解決を図るようには努力をいたしてまいりたいというふうに考える次第でございます。

○鉢呂委員 午前中でも、むしろ消費者の側で、お米屋さんから買って、白い米の中に黒いものがあるまじっていったという消費者の苦情というのがあるのではないかと、そういう消費者、むしろ安全性の内容で、農薬がないという、より安全なものに対する消費者の、賢い消費者ということがむしろ大切ではないかという話をしましたところ、そのことは極めて大切だ、そういうことがわかればそのように消費者を指導していくという話もしておりますから、これは長官、関係者のコンセンサスというふうな話をされております。もちろんそのことは大切でありますけれども、安全な食糧を国内産の持ち味として、これを外国産に向かつて売っていくんだという視点からも、やはり国の指導性を発揮していくべきだ。

幸い、法律に基づいては、検査規格の設定について条文を設けて、学識経験者や関係者の意見を聞くという条文があるわけでありまして、再度ですけれども、食糧庁長官として、この機関にこの問題についてかける意欲があるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○上野政府委員 私、先ほど申し上げましたように、そういう低農薬で生産されたお米、こういうものを、何といいますが消費者の方々が選好してくださるということ、これが基本的に一番大事なことで、だんだん御理解が深まれば、低農薬であるということでも商品価値も上がってくる、検査規格とは別の判断基準も出てくるという可能性もあるというふうに考えるわけでもございまして、検査規格との関係で言えば、やはり取引当事者の利害が集約したところに設定をせざるを得ないという、そういう性格のものだといふふうに思っております。ございまして、先ほど申し上げましたように、関係者の御理解を得るようには私どもも努力をし、そういうことで素地ができれば、関係のこの法律に定められておりますような手続を経て、しかるべき対応をしましてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○鉢呂委員 次に、成分検査についてでありますけれども、角田教授からは、小麦は別といたしまして、米の成分検査についてはさまざま、たんにばくですとかアミロースですとか、そういう理化学の検査は数種類あるということでありまして、けれども、それが食味、おいしさにつながるかどうかについては必ずしも確固たるものではない。したがって、一つは、そのことが小売段階で誇大に広告されまして、宣伝されましてということにならないように注意をしなければならぬ。

それから、二つ目でありまして、一方、穀物検定協会では、米の食味ランキング、これは地帯ごとだと思えますけれども、特AですとかAですとかAとかいう食味ランキングを、これは専門鑑定官がそれぞれ食べた見たり、御飯として見たりしているものでしょうけれども、そういうランクづけをしておる。これは極めて信頼性が高い、有効性があるということでありまして、もちろん科学的な、理化学調査というものを否定するものではありませんけれども、この穀物検定協会が行っております食味ランキングというものをどのように農水省として位置づけていくのか、この点について伺いたいと思います。

○上野政府委員 この成分内容が味にどういうふうに影響するかということにつきましては、いろいろお話ございましたように、お考えの違ふ方もあるいはおられるのかもしれないが、私も聞いております限り、大体たんばく質の含有量なりアミロースの含有量というものは、この味の一つの決め手になる。いろいろ要素がございますので、トータルとしたうまさを感じただけであらわすというわけにはいかないということでございます。回数で数値的に把握のできるその部分について今規格とでもいいますが、具体的なその検定の規格とでもいいますが、今後の検討をさらに続けさせていたいただきたいというふうに思っております。穀物の食味ランキング、これは穀検といういわ

ば民間の機関が独自の考え方で取りまとめているわけでございます。それは私、一つの試みとしての結構なことではないか。ただ、これが絶対的な価値を有するということでもまた一方ないのではないかと、いろいろなお考えもあつてしかるべきだということに思ふわけでございます。いろいろ観点からの食味の判断の仕方、そういうものがいろいろに試みられて、それで世の中の大方のコンセンサスも得られるというものがあつて、これを客観的に把握するということができるというふうなことでございます。私どもはこの検査の作業にも、またどういうふうに取り組んでいくかというのを考えてまいりたいというふうな、そういう段取りになるのではないかとこのように考える次第でございます。

○鉢呂委員 いずれにいたしましても、検査規格の見直しというものは、時代の要請といえます。極めて大きいものと思ひます。そのことがなければ検査自体が有効な手段にならなくなりまして、随時この見直しを徹底していただきたいと思ひます。

それから、特裁米制度の存続の問題です。きのうの御答弁を聞いておりますと、特裁米制度は、計画外流通米制度ができたことによつてその役割を終えたかのような御答弁があつたと思ひます。私は、特定JAS制度というものがまだ期間がかるというところであれば、やはり現状で特裁米制度は、間接的ではありますけれども食糧事務所所長がこれを認めて、その特色ある、低農薬ですとかあるいは自然乾燥ですとか、そういう形で特裁米制度というのは今日まで定着したというふうには、私は過渡的でもこの制度は維持されるべきだろうというふうに思ひますけれども、その考えがあるかどうか。

それから、特定JAS制度については、今検討して、ガイドラインの見直しですとかということをやつて、米についてもそういう方向について積極的な発言があつたというふうに思ひますけれども

も、その際には、食糧事務所がこの栽培過程の認証等について大きな役割を果たすべきだろう。この特定JAS制度についても、始まりが非常にだらしない始まれば、日本人というのには抜け目なくやるべきところがありますから、きちんとした認証システムというのを最初の段階で確立すべきだろう。そのために、中立公正で権威ある食糧事務所というものが積極的に対応する必要があるのではないかとこのように思ひますけれども、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○上野政府委員 特別栽培米の制度のことでございますけれども、現在の特別栽培米というこの制度は、やはり今委員お話しの中にもございましたように、現行の食糧制度で流通規制がかけられていて、これをパイパスとして産直的に生産者と消費者の間の直接の流通を認める、食糧制度上オライズするということを目的として置かれていたわけでございます。新食糧法に移りました場合には、改めてそういう食糧事務所所長によりまして認定行為というふうなものを得るまでもなく、生産者から消費者に直接供給ができるというふうになりますので、こういう特別栽培米の制度を新食糧法のもとにおいて残しておく理由というのは制度的にはないというふうに今我々は考へております。

また内容的にも、これは単に生産者と消費者の間で、低農薬であるとか肥料を少ししか使わないとか、そういうような一定、特別な生産を前提として生産された米を売り買ひするという契約があるというものを認定するだけでございます。新食糧法のもとにおきまして、当事者間でそういう契約関係ができれば、どんどんそういうことでおやりになられれば、それはそれで従来の取引関係というものを継続する、あるいはそういう形での供給というものを今後大いに伸ばしていくというところは一向に問題がないというふうに考へるところでございます。

特定JASの規格制度ができました場合に、食

糧事務所の職員が大いにこれに關与して、制度の適切な運営に当たるべきではないかという点につきましては、これは、国の役人の仕事というもののについては一定の決まりというものを設けて、その所掌の範囲で対応するということになるわけでございます。新食糧法のもとでの業務の關係、かわりがある限りにおいて対応するということはあり得るんだらうと思ふわけでございますけれども、いわゆる特定JASそのものの制度の運営に携わることについては、これは現在のところ、それはなかなか難しい話になるのではないかとこのように存じておる次第でございます。

○鉢呂委員 次に、表示と内容の一致の關係ですけれども、午前中の参考人の四人の方、とりわけ流通、販売業界の会長を含めて、いわゆる三点セット、産地、銘柄、産年、これについては必要事項といひますが、義務事項として表示をすべきであるということが表明されました。あるいは流通、販売業界では、自己責任というものの伴うのでこのことはそういう中でやるべきだ、自己責任も伴う中でやるべきだという表明があつたわけがあります。

私は、そういう意味で、消費者はそのことを非常に望んでおりますし、生産者もこのことがないということは非常に不満の意見を述べられておりましたから、この際、この三点セットについては農水省としても積極的に考へるべきだ。いろいろ難しい点はあるけれども、表示の中でこれを必要表示ということで行ふべきだらうというふうな私からも意見を述べさせていただきますので、このことについての農水省の考へをお聞かせ願ひたい。

あわせて、輸入米のとりわけ産年の表示についても極めて積極的な御意見ばかりでございます。緊急輸入米と違ひまして、今回はミニマムアクセス米ということで、商取引で行うわけでありまして、こちらから積極的に輸出に産年をきちんと表示させる、そのことを取引条件として行

うぐらひの強い姿勢があつてしかるべきだろうというふうに思います。この二点についてお伺いたします。

○上野政府委員 表示の問題として、産地、銘柄、産年、これを必要記載事項の対象にするというところにつきましては、確かに消費者あるいは生産者側からも御要請が強いところでございます。私どもも、この御要請にできるだけこたえるように検討をしております。

○大野政府委員 表示の問題として、産地、銘柄、産年、これを必要記載事項の対象にするというところにつきましては、確かに消費者あるいは生産者側からも御要請が強いところでございます。私どもも、この御要請にできるだけこたえるように検討をしております。

それから、外米の産年の表示の問題でございますけれども、おっしゃられますとおり、今後入つてまいりますミニマムアクセスの輸入米というのは、緊急輸入米と違ひまして安定的に、国が計画的に入れているものでございます。しかも、不足のときに緊急に、いわば売り手側にお願ひをして買つてくるというような性格のものでもない。おっしゃられるとおり、買い手側がその希望を相手側に伝えて、その希望に合うものを買つてくるべきだという、そういう関係での輸入になるわけでございますから、おっしゃられるとおりの買い手側としての立場を十分に活用いたしまして、消費者の御要請にこたえられるような輸入ができるようにこれも努力をまいりたいというふうに思っております。

○鉢呂委員 この二つの問題は、これからの農産物検査を生かすも殺すもここにかかつておる。今日までいわゆる不正規流通米というような形で、

いびつな形で流通は来たと思うんです。ある意味では、計画外流通米ということで市民権を得たわけでありまして。したがって、ある面では、きちんとした表示と内容の一致ということでは、きちんとも指導できる立場に立つたわけでありまして。そういつた意味で、今食糧庁長官、きのうから聞いていますと極めて慎重な、これはまあお役人さんとしてはやむを得ざるところだと思ひますけれども、大臣から、私は表示の問題について法的な整備をきちんとしていくべきであらうというふうな主張をされているんです。運用の改善ということややるようでありまして。したがって、検査とこの表示というものが、ある面では表裏一体でなければ信頼性を確保しないというところは午前中でも聞いておりますので、法整備まで行かなくても、大臣としての積極的な考えをお聞きたいと思ひます。輸入米も含めてお尋ねしたいと思ひます。

○大河原国務大臣 輸入米につきましては、我々が催しました検査なり表示の研究等におきましても、その的確な内容の確保、明らかにするようにな、すなわち産地なりあるいは年産等々について明らかにするようになり、今食糧庁長官が申し上げたわけでございますが、今食糧庁長官が申し上げましたように、緊急輸入米のような、とにかく量を確保することが最大だという輸入ではない、ミニマムアクセス等の輸入米でございますから、十分輸入国としての条件をこれら相手国に対して出して、国内の流通関係なりあるいは消費者の要望にこたえられるような進め方をいたしたい、また表示等についても、適切な表示がそれに反映されるようにいたしたい、さように考えておるところでございます。

それからお、委員強調なさいました三点セットの問題は、その必要性等についてはもう大方のコンセンサスができておるわけでございます。ただ、表示と内容の一致の保証という点について、なかなか現段階では一〇〇%の確保ができぬという点でいろいろ悩んでおると思ひますか、そう

いう点があるのまゝの姿でございますが、これについて我々としては一段と努力をいたしまして、表示と内容の一致の確保と並行して今の三点セットの表示の問題も前進をさせたい、さように考えておるところでございます。

○鉢呂委員 流通、販売業界は自己責任ということとを言っておりますから、国が全部責任をかぶる必要はないわけですから、私は、積極的に対応すべきことだと思ひます。

最後ですけれども、我々も連休中に農家を回りますと、やはり緊急輸入米当時の米が大量に余つておるということが、どうしても我々に、話があるに來ます。あの段階で、あるいは昨年も不作というところが考えられた段階で、大量の米のものを輸入せざるを得なかつたということについては、しかもそれは努力をして輸入されたわけでありまして、いろいろな見方はあつたかも知れませんが、短期間であつた大量の米を輸入した。しかし、不幸にして余剰という状況が出たわけでありまして、この処理の方向について、今回の米穀の基本計画にもこれは除かれております。ミニマムアクセスについてはこのうち外で考えようというふうになっておりますけれども、緊急輸入米の処理の方向について、やはり大臣はきちんとした方向は出すべきであるというふうに思ひますので、御答弁願ひしたいと思います。

○大河原国務大臣 緊急輸入米の取り扱いの問題でございますが、お話のとおり、約二百五十万トンの緊急輸入をいたしました。国産米等に対する消費者等の強い志向というふうなものは、要因が重なりまして、九十万トンの現在の在庫があるわけでございます。

できるだけ連携をとりながら、援助用にも充当をいたしたい。わずかな数量でございますが、先般もラオスとかネパール等に対して三万トンの援助輸出をいたすというところでございまして、お話のとおり、これは需給計画の外の米として、国内の需給の安定なりその他について影響を及ぼさるよう、深甚の注意を払つてまいりたいというふうに思つております。

○鉢呂委員 緊急輸入米はもう既に古々米になっておる米だと思ひますから、つらくてもやはりこれは飼料米で処理をする。大宗はそうだと思いますので、そういう方向できちんとして国民に明示をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○中西委員 倉田栄喜君。農産物検査法の一部を改正する法律案につきましては、昨日から当委員会質疑が行われ、きょうは午前中、参考人の方々からもお話を承つたところでございまして、かなり問題点も、そして疑問点も明確になってきているな、そういう感じをいたしております。

そこで、私は、今まで出た質疑の中で多少重要な部分もあるかと存じますけれども、今村山内閣の一つの課題でございますいわゆる規制緩和と行政改革、この観点から、この法案を通して質疑を行わせていただきたい、こんなふうに存じます。

と申しますのは、かつていわゆる米の輸入自由化の問題のときに、我々は随分関税化阻止、そして自由化阻止、一粒たりとも入れないという議論をしていて、海外の輸入自由化の問題よりも、まず国内農業の足腰の強さをつくることの方が大切である、そういう意味では国内の自由化の方が先なのではないのか、こういう議論があつたことは御記憶のとおりなんでしょうか、と思ひます。

回の検査法もその一環をなすものと受け取りま
す。新食糧法案に移ったときに、国内の足腰の強
い農業をつくる、国内の自由化を進める、そうい
うことの議論が、どうも予算措置ばかりに目が
行つて、制度的なものについて十分な議論が果た
してなされたのかな、私はこういう思いがしてい
るわけでございます。

そこで、いわゆる規制緩和というのは、行政と
市場、この行政と市場の関係において市場の活性
化をどう図るか、ここには実は規制緩和の問題があ
り、農業の分野は個々の規制緩和の問題とどうか
かわるかという問題がありますけれども、やはり
避けては通れない問題だろつと思ひます。また行
政改革は、政治と行政の関係において、いかに国
民の皆さんに効率的な、適正な政府、行政のあり
方を追求していくか、そういう問題なんだろうと
思つております。そこでこの検査法を見たとき
に、この規制緩和の視点、行政改革の視点、やは
りその視点からもなお検証されてみるべきだろ
う、こんなふうに思ひます。

と申しますのは、余論になりますけれども、平
成七年度の公債残高は二百十三兆円に達してい
る。そしてさらに、地方債もこれは百十六兆五千
億になつてゐる。また、大蔵省で発表している隠
れ借金も四十一兆近くになる。三百七十兆近くも
こういういわゆる負債というものが残されてきた
ときに、これから行政というものが残されてきた
生活に關与していかなければいけないかというの
は、我々に、政治家に課せられた大きな課題なの
だろつと思ひます。

そこで、私は、規制緩和と行政改革という視点
からこの法案を検証していただきたいと思つたわ
けでございますが、まず大臣に、総論的に、いわ
ゆる規制緩和、行政改革、村山内閣の非常に大き
な課題、大臣はその内閣の一員でもあるわけであ
るけれども、この規制緩和と行政改革ということ
をどのように受けとめて、どのように実現をしてお
られるのか。まず大臣の所信をお伺いしたいと思
ひます。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

ただいま委員の御指摘のように、規制緩和なり
行政改革、これは国政全般の問題として受けと
め、これを推進しなければならぬわけございま
すが、農政なりの場面でこれを受けとめま
す、先般のウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う
国内対策でも明らかにいたしましたように、やは
り国際的な競争力を強化する、あるいは経営感覚
にすぐれた効率的な、安定的な経営を育成する、
そのための自由な生産展開が行われるようにいた
す。そういう制度的な裏づけとしての規制緩和が
必要ではあるまいかということございまして、
お話をいたしました今回の新食糧法等におきまして
も、御案内のとおり、民間流通である自主流通米
を主体とした流通だ、そして消費者に対する安定
的供給があるから計画流通米という制度を設ける
が、そのほかに計画外流通米をつくる、さらには
登録制度、流通ルートの多様化もする。さらには
は、集荷、販売の業界に対しては登録制度を導入
して自由な領域を拡充するということ等は規制緩
和の一つでございますが、やや具体的に申し上げ
ますと、本年三月に決まりました規制緩和五カ年
計画においては、また御案内のとおり、ガット・
ウルグアイ・ラウンドに伴う関税化、これは数量
割り当て等の行政の関与をなくするというござ
いまして、やはり大きな規制緩和だと思ひま
すが、それらを含めまして、百三十項目の規制緩
和を今後五カ年間で実施するというわけございま
す。その中には、えさなりあるいは動物用医薬
品その他の資材等についても積極的な規制緩和を
行うということございまして、

それからなお、行政改革等につきましては当然
のことございまして、行政の効率化を進めるた
いいうことございまして、したがって、新食糧法に
基づく食糧庁組織の改編整備においても、食糧事
務所の四十七を三十六にいたす、あるいは支所の
三百六十一を二百一にするというよう大幅な統
廃合を行うということございまして、

委員御指摘の国政の最大課題である規制緩和及

び行政改革に対しては、農林サイドにおいてはそ
のような受けとめ方をし、さらに進めたいとい
うふうに考えておるところでございます。

○倉田委員 規制緩和もそして行政改革も、これ
は今政治が抱えている大きな課題であり、当然積
極的に取り組んでいただかなければならない問
題だろつと思ひます。農政もその例に漏れな
い。

そういう意味で、いわゆる国内自由化を進め
る、そして食糧制度を検討し、新しい食糧法に移
る。スタートしたときに私は随分乱暴な議論だ
と思つたのだけれども、いわゆる流通とかある
は生産等々にもつと自由によらせてくれという議
論があつたときに、食糧制度がなくなつて新しい
食糧法ができれば、では食糧庁なんか要らなくな
るのですか、そういうふうな議論も実はあつたの
ですね。それがあつた意味では行政改革の一環に
なるのではないのかというふうに誤解をされたよ
うなところもある。しかし、うまきは言えないけ
れども、やはり行政改革なり規制緩和なりという
国民の期待には確かにこたえなければいけない
わけであつて、どうこたえられるかということが
問題なんだろつ、こう思ひます。

そこで、例えばこれは一般論としてよく言われ
ることですけれども、行政においても、私も当委
員会に所属させていただいて五年近くになるわけ
ですけれども、ある意味では法律をつくるたびに
行政の仕事がふえていく。これは一般論としてい
わゆる行政の肥大化現象というふうに言われるわ
けです。そうこうする中で、先ほど申し上げたよ
うに国の赤字というのはいくらふえていく。そ
れは確かに人に優しいという視点から、優しいとい
うのはいろいろ解釈があるかもしれないけれど
ども、その視点からのみ考えていけば、国の予算
は際限もなく膨大していつてとんでもないツケを
後世に残してしまふことになる。

そうすると、今我々が考えなければいけないこ
とは、国がやるべきこと、行政がやるべきことは
何であり、そして市場の信頼、市場の自由にな

せ、いわゆる民間に任せなければいけないことは
何なのかであるかということと立って分けた
上で、そして国がやるべきことについてはそれ
を積極的にもつと手厚い予算要求もしていかな
ければいけない、そういうことなんだろつ、こう思
ひます。

そこで、これもちよつと総論になつて恐縮であ
りますけれども、いわゆる行政の肥大化、そして
行政がやる範囲の基本的な部分、そして議論も
出ましたけれども、自己責任という言葉がしま
したけれども、私はその前に、監督責任から自己責
任というののも一つの大きな流れなんだろつ、こ
ういうふうに思ひます。その辺の視点、大臣は本
本的にどんなお考えに立つておられるのか。総括
的に結構ですので、お答えをいただきたいと思ひ
ます。

○大河原国務大臣 ただいまの御所論なり御指
摘、御質問等を農政の場面で受けとめますと、例
えば農業が持つておる国土保全とか環境の維持と
かというふうなそういう場面とか、あるいは我が
国の農業経営の実態から即してどうして必要
な需給調整なり価格の安定のための価格安定制度、
これらについては、私どもとしてはその内容の合
理化に努めるところでございまして、やはり
単純な規制緩和とか行政の効率化ということ
は決して切れない面があるというふうな考
えております。

その他につきましては、諸般の、資材に対する
規制だとか資材の流通あるいはその他各般の面
で、何と申しますか、従来の国の関与、これらに
ついては十分に見直しを行ひまして、先ほど総
論的に申し上げましたように、例えば農業者とい
うのが自由な生産展開ができる、あるいは関係業
界の競争原理を働かせて効率化するというふう
な視点から制度を進めていかなければならぬとい
うふうに思つておるところでございます。

○倉田委員 今大臣も御答弁の中に、農業の分野
においては単純な規制緩和という議論のみでは
決して切れない側面もある、こういうお話ござい

した。私は、まさにそこが非常に大切なところであつて、どこの部分は規制緩和をきちつとやつていつていわゆる市場の活性化、市場の信頼性に任せられるべき問題なのか、あるいはどこの部分は行政が積極的に担保して、円滑な運営、円滑なあり方というのを求めていかなければいけないのか、そこはきちつと議論をしていかなければならないのだと思うのです。

そこで、いろいろ違う側面からの視点もあつたわけですが、一応私は規制緩和、行政改革の視点からこの検査法を見てみたい。

まず、いわゆる国でやる検査制度、これについては午前中参考人の先生の方々も、国でやる検査制度の意義というものは非常に重要である、おむねそのような趣旨のお話でございました。私もお話を聞きながら、現状の中ではやはり検査制度というのは国でやつていかなければいけないなという思いもしたところがございます。しかし、その検査制度のあり方、そしてその検査をどこまでやつていくのかということについては、今申し上げたように規制緩和と絡んでどこまでやるべきなのか、その範囲を見きわめるということが必要なことなだらうと思うのです。

議論の中で、ではどうして国でやらなければいけないのかということについて、いわゆる検査制度の沿革ということで御説明がいろいろあつたわけでありまして、やはり不統一では困るとか、あるいは民間に任せておいてはなかなか検査の信頼性が担保できないとか、そういうことでやはり国でやるのが一番適当なのか、こういうふうにも質問とお答えを聞きながら私も思ったわけなんです。

しかし一方で、沿革の中で当初においての社会とある程度成熟してきた社会、その市場の信頼性にある程度任せてもいいのではないのか。社会が成熟してきた時代の中にあつて、従来の検査制度の沿革だけを見てやはり必要なんだという議論だけをしていたのでは時代に乗りおくれしてしまうのではないのか。やはり時代に即した考え方をしていく中で、なおかつそこで検査制度の意義づけ

をしていかなければいけないのではないのか、こんなふうにも思うわけがございます。

その辺のところ、これは食糧庁長官にお聞きをしたいと思ひますけれども、いわゆる検査制度の意義、公正円滑な取引と間接的に品質の改善の助長をするためには歴史的経過を見ながら国がやるのが相当である、こういうふうな答えでございませうけれども、これから先もその視点というのは変わりがないのか、あるいは市場社会を見ながら考えていくべきことが残っているのかどうか、その点はいかがでしようか。

○上野政府委員 お米についての検査のあり方という点になりますと、私はお米の生産の実態あるいはお米の流通、最終的にはお米の消費のあり方というのがやはり検査のあり方を規定する要因なんだらうというふうにも思うわけでございます。

お米というのは主食でございますから、年間を通して何百万トンという非常に大きな取引がなされるわけでございます、なかなか一体一体検査をするというところで取引をするというふうなことは効率的な、円滑なお米の供給というのにも図れない。

一方で、我が国の場合には規模の小さい農民の方々がたくさんおられて、その方々の生産されたお米が集まって一千万トン前後の水準の生産をなしている。したがって、生産されるお米については必ずしも均質なものとを言えない。非常にばらつきがある。そういうものを大量に、かなりの距離まで、広域にわたつて流通させていくということになりますと、どうしても検査制度というものの、客観的な、公正な判断のもとになされた検査というふうなことが前提になつた取引というものを考えていかなければ流通に対応できないということから、こういう検査の仕方というものが歴史的に形成されてきたのじゃないか。

これは明治の初めころからの沿革で私どもは説明をいたしておりますけれども、そのころは全くの自由な取引の社会でございました。生産は今

よりもっと零細だったかもしれませんが、地主制のもとで、あるいは単位としてはもっと大きいということもあつたかもしれません。いずれにしても自由な取引でございまして、先に行きまして、こういう検査のあり方、あるいはお米の取引の実態、こういうものは、基本的にはそう大きく変化することはないのではないかと。

ただ、非常に長いタイムで考えますと、日本のお米の生産のあり方というのかなり変わるということがあるかもしれません。そのときには、そういう実態に応じて改めて検査のあり方も考えなければならぬ事態があるのじゃないか、そういうふうにも考えておるところでございます。

○倉田委員 最近、本屋さんでばつと見たときに一番目についたのが「お役人さま」というタイトルなんです。中身をべらべらとめくつてはみたんですが、何というふうにも言えぬのかかわらないけれども、いわゆる行政がやつてきたことに対して、すごい責任感という自負を持つてやつてこられた、そして、これからはまたそうでなければならぬだらうと私は思うのです。この検査の問題も、基本的には公正、中立性を担保する、というのはやはり行政がやらなければならぬんだ、こういう基本的な考え方がまずあるのだらうと思ふのです。そこは、多分今の時点ではお譲りにならないのだらうと思ふのです。

しかし、その視点だけでずつと考えていったときに、果たして市場の信頼性というものが、これからどこまで積極的に市場の活性化に対して進めていくことができるかどうかということになれば、検査という点についても、民間に任せて自主検査というのをやつてもいいのではないのかという視点も常に置いておかなければいけないのだらうと思ふのです。

それは、今の状況の中においては、ある意味では行政、政治が最終的な意思決定であり、そこが検査をするということは、アンパイアといわゆる決定権者が一緒になつていようなどころがあるわけであつて、その辺のところについてはいろいろ

ろな議論を展開することは可能なだらう、こんなふうにも思うわけですが、ぜひ課題として御検討いただきたいし、いわゆる検査、これも生産段階と流通段階に分けて今から私はお尋ねさせていただきますかと思ひますけれども、その視点があることをどうぞおわかりいただきたいと思います。

そこで、これは大臣にお聞きしたいと思ひます。

今回、いわゆる検査法の改正をする中で、生産段階において、今まで全量というものを、一部計画外流通米については任意検査制度を導入した。一方で、流通段階においては、今までなかったいわゆる任意検査制度、任意といふことも検査制度を導入した。この検査というのを規制と考えるのか、あるいは公正なルールを担保するために必要な手段かと思ひますけれども、大臣御自身は、今回の改正は規制緩和の方向で検討された改正とお考えになるのか、あるいは規制強化とする方向で見られるべきものなのか、この辺はどんなふうにお考えでしようか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

結論から先に申し上げますと、やはり流通の合理化に伴う規制緩和の方向であるというふうにお考えでございます。

委員にはちやうど申し上げるまでもないところでございますが、新食糧法、新しい米の管理方式自体が、民間流通を主体とする自主流通米によつて、計画流通米と計画外流通米に分ける。計画外流通米については、届け出だけで済むような非常に自由な体制ができた。それに比べて、米について申し上げますれば、検査も義務検査と任意検査に分けたということが一つだと思ひます。

それから流通段階の検査について、まさにこれはあれでございますね。計画外流通米として集荷、販売過程を経て出た場合においても、取引当事者が取引の円滑化ということのための自主的な依頼検査ということでございます。また、成分検査等の流通段階における検査も同様でございま

す。

したが、いまして、これは規制の強化ではなくて、大きな方向としては規制緩和の方向にのつとった措置であるという点で、委員の御所論と矛盾するものではないというふうに思うわけでございます。

○倉田委員 大臣のお答えで、今回の改正も規制緩和の方向に沿った措置である、こういうことでございます。

そこで、果たしてこれから先も実態がそのようになつていくのかどうかという視点から若干御質問をさせていただきます。

まず、これは平成四年度の国内農産物の検査数量でございますが、玄米は六百八十三万七千トン、これが検査をした数量であるというふうにい ただいた資料の中に載っております。そこで、これは当然、超建前全量管理の中で、全量検査という状況の中の数字だと思ふのですけれども、今回、生産段階は、計画流通米については従来どおり義務検査とする。そういたしますと、この計画流通米の数量は、従来まで検査をしてきた例えは平成四年度の数量六百八十三万七千トンの数字からふえていくのか、あるいは下がっていくのか。この辺はどんなふうに見通しを持っておられますか。

○上野政府委員 新しい食糧法のもとで計画流通米という位置づけを与えておりますお米は、現在の政府管理米と大体において合致するのではないかとこのように思うわけでございます。

ただ、計画流通米は、現在の制度の政府管理米よりももう少し広い、複線化とでもいいますか、多様な流通の仕方をするものを含むわけでございますので、そういう意味でいへば、必ずしも全く同じというわけではございません。したが、いまして、数量的にも今おっしゃった政府管理米程度のものというのが一つのベースにはなるだろうというふうには思っておりますけれども、もう少し実態を見てみないとはいえなことを申し上げるのには困難ではないかというふうに考えていると

ころでございます。

○倉田委員 お答えは、従来やられてきた検査、六百八十八万トンぐらい、この今までの検査が計画流通米の一つの基礎となり得る。計画流通米は今までの政府管理よりも幅広いから、もしかしたらそれ以上にもふえるかもしれないけれども、その辺の見通しははっきりとはわからない。こういう答えなのだろうと思ふのです。

そうすると、大体大まかに、検査しなければならぬ数量というのは現状あるいは現状よりふえるかな、こういう感じ、義務検査です。こういうことなのだろうと思ふのですが、一方で生産段階における任意検査の導入、これは今までのいわゆる自由米と言われた部分についてもともかくできるだけの手を挙げてもらつて検査をしましょう、そういう道を開いたのだからこれを大いに活用してもらいたい、これは大臣のお話でもございました。今までの各委員の質疑を聞いておりましたも、この辺はできるだけ検査を受けるように指導していったらいいのじゃないのかなという雰囲気、議論として私は聞いたわけですが、そうすると、どうもこれは、検査をしなければいけない数量というのは、それは義務検査にしても任意検査にしても、全体としてこれはふえるのかなというふうには思つたわけですが、この点はいかがでございますか。

○上野政府委員 これは、計画流通米のポリシームにつきましても、計画外流通米という形でのお米の流通というものがいわば正常なお米の流れとして認められたということの影響を受ける可能性もある。持つて回つたような言い方で恐縮でございますが、要するに、産直的なお米の流通が制度的にもオーケーだということになれば、そういうことで大いにやりたいという動きというものはもう既にいろいろ見られるところでもあるわけでございます。その辺が一方で計画流通米の、先ほど申し上げましたような、従来の政府管理米の流通量とそう変わらないのではないか、ベース的にはそういうもので考えていいのではないかとこのこと

を必ずしもはつきり断定、断言的に申し上げかねる一つの要素として感じているところでござい

ます。そうなりますと、今度は計画外流通米の任意検査の方の動向がどうなるかということにもう一つ問題点があるわけでございますけれども、これも我々の想定をしておりますところは、やはり何段階にもわたるような長い流通経路をとるものは大体計画流通米の方に行くであろう。そうすると、顔の見える流通とか極めて短い流通経路ということになつて、取引関係が単純化すれば余り検査というふうなものもバックに引いた取引ということにならない面もかなり出てくる。それが任意検査と

いうことを導入した基本なのでございまして、全体として検査の数量が必ずしもふえるというふうな今の段階で思ひ込むのはいかな。減るといふことを申し上げるつもりもございせんが、ふえるのか減るのか、今の段階では判断がなかなか難しい。新食糧法の流れ、あるいは新検査法の施行というふうなことも見ながらでない、ちよつとこの辺については物が申しにくいのではないかとこのように考えているところでござい

ます。

○倉田委員 生産段階における検査、義務検査と任意検査、そして次にいわゆる流通段階における任意検査制度、これは従来流通段階において検査制度というのはなかったわけですが、検査制度といふことだけ考えれば、私は規制の強化という考え方もあり得るのだらうと思ふのです。しかし、そこはあくまでも任意なのだといふことなのであるけれども、流通段階において任意とはいへども検査制度を導入しようとした根拠、それは議論も出ましたけれども、もう一度改めて確認させていた

だきたいと思ひます。

○上野政府委員 大別いたしまして三つぐらいの要因があるかと思ひます。一つは、計画外流通米で、先ほど申し上げましたように、当初始めたときには検査を受けな

るかわかりませんが、取引当事者の間で内容の確定についてどうも検査を受けて確定をするのが一番客観的だといふような事情が生ずるケースはあるのだからと思ふのです。そういうケースが一つございます。

それからもう一つは、新食糧法のもとでは備蓄の制度を拡充いたしました、百五十万トン前後のものを毎年持つていって、古米にして処分をしてまいるということになるわけでございまして、一年間の保管期間の間に品質的な変化が生じているのではないかと懸念が取引当事者の間に生ずるといふことになりまして、やはり検査をしてみて、もう一遍その段階でチェックをしたものを取引しようというニーズが出てくる可能性があ

る。それから三番目は、このところの加工業界あるいは消費者側からのニーズとして、小麦でござい

ますと製パン適性であるとか製めん適性であるとか、そういうものを理化学分析で把握ができれば、あるいはお米でございまして、うまさといふものを数値的に把握できるという最近の状況から、そういうものを活用して取引の中に導入をするという流れが出てまいつておるといふ、この関係で、総計三

最初お話を聞いたときに思ったのです。

現行制度でも、例えば大豆であるとかインゲンであるとかでん粉であるとか、これは生産段階でも任意検査になっているはずです。任意検査になつてゐるのだけれども、では生産量と比べてどのくらい検査をされてゐるのかなと私なりにちよつと調べてみたのです。あるいは数字は間違つてゐる可能性もあるかもしれませんがけれども、平成四年度で比較をしてみると、大豆は四三％が任意検査の対象になつてゐる。それからインゲンは九二％が対象になつてゐる。でん粉に至つては生産量が三十四万九千トンで検査量が三十一万九千トン、九一％。こういう検査の実情であるわけです。

ですから、これは確かに手を挙げて検査をしていただくということになるのですけれども、運用の、持ち方次第によっては、もう流通に乗っかってる部分は、一年たちましたし味もどうなっているかわかりませんからもう一回検査をしましょう、そういう可能性もあるのではないのかな、こういうことを思うわけです、それがいいか悪いかわからず、は別として。だから、そういう意味からすれば、流通段階における任意性というのは本当にきちんと担保されてなければならぬ、こう思うのですが、この点は食糧庁長官のお考えはいかがでしょうか。

○上野政府委員　今委員御指摘の、米麦以外の任意検査の農産物のケースと、今回、米麦について流通段階等で講じます任意検査というのは若干性格が違ふところがあるのではないかと、いうふうに私は思います。

任意検査というのは、いずれにいたしましても、生産者あるいは流通関係者の方々が、これでも、やはりここで客観的な検査をして内容特定できた上でそれをもとに取引をしたい、それが取引関係を律する上で一番大事であるという合意があった、あるいはそういうお考えがあったときに、出てくることに対応しようというわけでございますので、私どもとすれば、そういう当事者の

御意思を尊重してこれに対応するということが大事なことだというふうに考えているわけでございます。私どもの感じ方で言いますと、これは、規制とか何とかいう話も先ほどございましたが、そういうものというよりは、あくまでもサービスを提供する、求めに応じてサービスを提供するというのが任意検査だというふうに考えているわけになります。

○倉田委員　確かに、今お答えをいただいたとお
りだなというふうにも私も思うわけです。検査とい
うことを規制の手段とすれば、それはとてもな
いことになるけれども、いわゆる公正なルールを
担保する、そういう意味で、その趣旨でやるんだ
とすれば、行政が確かにやるべきことなのかな、
こう思うわけです。ぜひ、その任意性というの
はしっかりと担保をしていただきたい、こんなお
うに思います。

そこで、次に、検査の方法における簡素化、合理化というのかな、その視点からちよつとお伺いしたいと思いますが、改正法案の十六条に「検査証明」というのが規定をされております。この検査証明の關係で少しお聞きしたいと思うのです。

例えば、この検査証明と、いわば通常言われる表示の自由、この場で表示の自由というふうに言っているのかどうかわかりませんが、その関係について、旧法というのは、従来の食管制度のもとにおいては、卸売業者及び小売業者の業務運営基準というものがあって、表示が義務づけられておられたわけですね。これである程度の表示の仕方というのも決まっておった。こゝに、いわゆる必要の記載事項と任意的記載事項の問題があった。そこで、新食糧法のもとにおいては、この表示のあり方というのはどういうふうになつていくのか。

具体的な例で申し上げれば、例えば、いわゆる特別栽培米という制度がありました。これは、新食糧法のもとではその制度の基盤を失うという形になるわけけれども、地域地域で工夫をされ

て、デザインも考えられて、消費者と直結する形で表示もされて販売をされておられるわけだけれども、こういうのは今までどおりでやっていけるのかどうかということです。この表示の義務づけのいわば適用範囲の問題でございます。どういうふうに考えればいいでしょうか。

○上野政府委員 検査結果を表示するという
ことにつきましては、これは、委員の御指摘が玄米の
検査結果というふうに受け取ってお答えを申し上げて
よろしいのかというふうに思いますが、精米
の表示の問題は当委員会でも随分いろいろ議論が
ございましたけれども、玄米の検査結果の表示と
いうことになりましたと、今委員御指摘いただきました
十六条の問題になるわけでございまして、この
規定にございますような、二項にございますよ
うに、検査の結果の内容に紛らわしい表示を付し
てはならぬというのがあるわけでございます。

先ほどの、特別栽培米のPR的な要素を米袋の表に書いたときに、これにどう当てるかというのは、これとの関係で判断をするということに多分ななつてくるのではないかというふうに思うわけですが、現在の検査規格との関係でいいますと、肥料をどれぐらい使ったか、農薬を使っていないか、半分に減らして使ったかというようなことが規格の中にあるわけではございませんので、そういう面では、紛らわしいというような問題ではない。ただ、検査の結果がいかにもそのことを証明したような形に受け取られるということになりますれば、それは問題が生じてまいるのではないかというような、ごく一般的な話で大変憂鬱しております。

○倉田委員　今、確かに玄米の話でお聞きをしたわけですが、その延長として、もう一つ、いわゆる生産者と消費者が直結する形で特別栽培米という制度が今まであって、そしてその特別栽培米制度のもとにおいて一定の工夫された表示をされて、ここになってくると精米して送っておられる部分がありますので、それは、その生産者の

方が創意と工夫に基づいて自由に表示をされて消費者のもとに届けることについては何ら問題はな
いわけでしょうか。

○上野政府委員 現行制度のもとでは、特別栽培米を検査をいたしました、その上で産地から消費地に送られているわけでございます。その際に、特別栽培米であるということを生産地側が袋に書いて送るといふことは、これは別段問題はないのではありませんかというふうに私は思います。

○倉田委員 それから、六条に「検査規格」というのがあります。こういうふうに書いてあります。「農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄」とに、その量目及び荷造り、包装等並びに品位及び成分についての規格を定める。」この改正で「荷造り」が新しく加わっているわけですね。

それで、例えば、包装とかあるいは品位、品位はいろいろありますけれども、この辺はもうちよつと、確かに搬送であるとかあるいは取り扱ふのに一定の規格のものでの方が運びやすいのだかと思ふのですけれども、規制緩和という流れからすれば、この辺ももつと一つ一つ見直しながら、どこまでやったら円滑にいくのかなという視点と、もうここは要らないのじゃないか、こういう視点から考えてみなければいけないのじゃないか、こう思ったわけですけれども、この六条の検査規格の問題で、もつとこの辺は緩やかに考えられるべきだ、こういうお考えはないでしょうか。

○上野政府委員　荷づくりの点についても、従来から実態的には検査をいたしておりまして、そういう経緯の上に今回法制面での手当てをしたというのが最初の御発言の部分についての説明でございます。

それから、第二点目の「荷造り、包装等」の部分についての私どもの考えは、非常にバルキナお米を大量に輸送するという場合に、やはりそれぞれその運送なり保管なりに携わる方々、業者の方々がお見えになられるわけでございまして、そういう輸送なり包装をする際に、全く当事者が思

思いのままに規格の袋を使ったり、あるいは強度の違う袋を使ったり、荷姿の違うものに入れたりとすることになりますと、具体的に、倉に入れたときに思うように、これは一万トン入る倉庫のはずなのに八千トンしか入らないということもあるかもしれないし、それから、運搬をする際に一定の強度があるということも前提に運送業者が取り扱っていくということもできなくなってくる。強いものがあつたり、弱いものがあつたりするということになるが扱いが非常に難しい。大ききもまちまちではまた取り扱いも難しいというようなことが多分あるのだらうと思うのです。

そういう意味で、最近の包装素材の進歩というようなものについてはもちろん配慮をしなければなりませんし、輸送手段の効率化というようなことについても配慮をしながら、その時々のお米を見て必要な規格を統一していくことはお米の流通を安定的に、円滑にならしめる大事な要素なのではないかというふうに考えている次第でございます。

○倉田委員 今のお答え、非常によくわかるのです。私もそのとおりだと思ふのです。

ただ、私が申し上げたのは、必要な部分と、一方で必要な部分がそのまま規制という形につながって、そこでも何の競争も起こらない、いわゆる市場の活性化というのが起らないことがあつては困る。だから、確かに規格の必要性は必要でしょう、強度の必要性も必要でしょう。そういうことはそのとおりなんだと思うのですけれども、そこをどういうふうな運用していくか、あるいはそこをどう市場の活性化を盛り込んでいくかという観点からはもっと検討してみる部分もあるのではないのかな、こう思いましたので質問をしたわけでございます。

次に、今規制緩和ということをお伺いさせていたわけですが、行政改革という観点で、もう残り時間少なくなりましたけれども、お伺いをさせていただきますかと思ふます。

改革あるいは食糧事務所の統廃合、これは計画、五年先の見通しもされて、私も拝見させていただきまして。一回その概要を御説明をいただきました。その上で、確かにその数字を並べると結構大変だという思いも実際にしておりますけれども、それに取組まれる決意をお伺いしておきたいと思ふます。

○上野政府委員 食糧庁の組織につきましては、最近のお米の生産、流通、消費、これがやはりかなり変わってきておりますので、それに伴います業務の変化というものがござります。こういうことに対応し、あるいは、新しく成立いたしました新食糧法のもので役割、任務に見合った組織体制をつくる、こういう観点で本年度から五カ年間の計画で組織の統合・再編を図ってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

まず第一点は食糧庁本庁の対応でございます。これにつきましては、本年度に新制度に見合った組織への再編をしたいというふうに考えているわけでございます。内容的には、長官官房を廃止いたしまして、現在の管理部的なものを総務部に再編をいたします。それから、業務部を計画流通部という形で新食糧法の業務の内容に応じた再編整理を図ってまいりたいというふうにいたしているところでございます。

それから、出先の食糧事務所と支所の再編・統合の関係でございますけれども、これは本年度から五カ年間に、現在四十七ございます食糧事務所を三十六食糧事務所、十一事務所を統合いたします。それから、支所の関係につきましては、現在三百六十一支所があるわけでございますけれども、これを二百一十支所に減らしてまいりたいと思ふます。したがって、百六十支所を統合してまいりたいというものが組織の統合整理の対応でございます。

○倉田委員 実際には数字をお聞きしますと、これは現場の問題として考えると、実際にそれを実施していくのは結構大変な問題だろうなという思いをいたしますけれども、やはり一つの国民の要望でございますので、ぜひ強い決意で取り組んで

いただきたい、こんなふうに思ふます。

最後に、大臣、実は私は流通段階における任意検査制度の導入というのになかなかだわっておりまして、この任意性というのはいさほど強く担保していただかなければならない、こんなふうに思ふしておりますので、この点について大臣のお考えをお聞かせ願ひまして、私の質問を終わりたいと思ふます。

○大河原国務大臣 任意検査につきましては、規制の強化があるいは緩和か、その他これについての詳細な御質疑等ちょうだいしたわけでございますけれども、もう先ほど食糧庁長官がお答え申し上げましたように、基本的な性格は、取引当事者の利便のためのものである、サービスだというふうな我々は理解しております、そういう意味では当然任意性は担保されるものであるというふうなことを考えているところでございます。

○倉田委員 まだかなり質問あつたわけでございますけれども、ひとつ、規制緩和、そして行政改革は我々に課されている大きな課題でございますので、農政も、しっかりとやらなければいけない部分、そしてここはもっと市場の信頼性に任せてい部分、毅然と立て分けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○中西委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 私の時間は十分でございますので、簡単に御答弁をお願いいたします。

関税相当量を超えて輸入される麦や国家貿易以外の輸入米については農産物検査義務を今回外したわけでありまして、その理由をお聞かせください。

○上野政府委員 関税相当量、いわゆるT Eを支払って輸入される麦につきましては、集荷や販売過程、流通業者の方々でございますけれども、これを通じて実需者に販売されるというふうなものはないのじゃないか、輸入業者から実需者に直接売り渡されるというふうなもの、あるいは実需者がみずから輸入するというふうなものになると

いうふうな考えているところでございまして、これらのものにつきましては、国内の麦の取り扱い、お米の取り扱いと大体並行的に考えまして、任意検査とすることが適当だというふうに考えたところでございまして。

○藤田委員 非常に限られたものを対象にしているから、したがってその数量は極めて少ないというところでありますが、関税率が下がっていくのはもう自明の理でありまして、したがって低くなつた関税率を超えて輸入される麦というものが広がっていくことは、これもまた明らかだというふうに思ふわけでは。

問題は、輸入米なんです。現在、米は関税化されておられません。今回の法改正では、麦が関税相当量を超えるものについて検査義務を外す、こういうことになったわけですが、米についても関税化されるならば関税相当量を超えて輸入されるものについては農産物検査義務が外されるということにはなりませんか、農水省。

○上野政府委員 農産物の検査制度というのは、本来的に流通の円滑化ということを目的としていわけでございます。米麦の義務検査というものを考えておりますものにつきましては、これは新食糧法のもので流通システムということをお考えのものと置きながら、計画的に、あるいは安定的に供給するという、そういうものを対象として義務検査の対象とするものを考えたわけではございません、基本的にそれ以外の米麦については任意検査とするという仕分けを考えたわけでございます。

したがって、これは繰り返すようになりますけれども、農産物の検査というものは、農産物流通の制度あるいは農産物流通の実態、こういうものに応じて定めておられるべきものでございまして、基本的にそういう取引関係の円滑化を図るという観点で構築をされていくべきものだというふうに考えているわけでございます。

したがって、お米の問題、関税化の議論ということになりますと、これは関税化の特例措置

の七年目以降の取り扱いにかんよつて決まつてくるわけでございます。現段階でそのことについてとやかく申し上げるわけにはいかないというふうにまず考えるわけでございますが、その内容が将来決まつてまいりますれば、その段階でそのときの状況に応じて考えていくべきものだというふうに考えるわけでございますけれども、御質問のように、関税化かどうかということでこの義務検査かどうかということが決まつてくるものでは必ずしもないだろうというふうに考えているところでございます。

○藤田委員 そうなれば、ますますもつて関税化された場合、米と麦と扱いを違えていくということとは、これは今の御答弁でも非常に矛盾が出てくるということになりますし、また、関税相当量を超えた米を国内産という計画外流通というふうに位置づけていく、そういう扱いにしていくなれば、それは任意検査ということにおのずと話は落ちつく、こういうふうになつていくんじやありませんか。

○上野政府委員 米の先々の国境措置のあり方について今議論してみてもなかなか結論の出る話ではないわけでございます。先ほども申し上げましたように、現在のWTOの取り決めの関係でございますと、七年目以降の取り扱いは六年目に決まるということでございますから、その段階の話に譲らざるを得ないというふうに思うわけでございます。

それと検査のあり方との関係、したがいましめて、それはその段階での話というふうに考えることが一番適当だろうというふうに思うわけでございますが、必ずしも、その段階のあり方いかんが即義務検査であるいは任意検査であるかというふうなことを決めてくるということにつながらるものではない、いろいろな流通の実態等を考え合せて検討し、決めていくべき問題だというふうに考えているところでございます。

○藤田委員 私は、先々の議論というふうにおつしやつて逃げるわけにはいかないというふうに思

うのです。

この法律をずっと素直に読んでいきましたら、結局話はそのいうところに落ちつくじやないか、そうでなければ時限立法ということになるじやありませんか。もう先ははつきりしているわけですから、それまでの期間ということになるじやありませんか。しかし、この法の改正は、何も目先の短いあれを考えたわけじやなしに、ずっともう長くこれで行つていくというところで考えているんだ、そういう御答弁も昨日からございまして、したがつて、私は素直に読めばそういうことになるじやないかということをお願いしているわけでございます。

今回の法改正が、結局、米の関税化を想定して、それにも対応できるようにしたものではないかというふうに考えざるを得ないわけでありまして、もしそうでないと云うなら、その根拠をもう一度明らかにしてください。

○上野政府委員 七年目以降の米についての国境措置、これは我が国農政といえますか、あるいは国政全体にとつて非常に大事な問題だというふうな考えざるを得ないわけでありまして、いろいろ御議論がなされるのだからと思ひますし、この農産物検査法の一部改正法案の中でこのことについてとやかく、そのことを踏まえてどうしようというふうな、そういうような話では必ずしもないのではないかと。もともと格の違う重要な問題だといふふうなことを踏まえてございまして、農産物検査法はそういうこととは関係なく、私が今申し上げましたように、当該農産物の流通の実態というものを踏まえながら、その検査のあり方をお諮りをしていくということでございます。

ただ、未来永劫、一切これで変えないというわけにはいかないわけでございます。状況が変わり、流通の実態が変わり、生産の実態が変わる、そうしますと、取引も変わつてまいります。そういう場合にはやはり見直しもするということは将来的には必要になる面はある、このことはいわば自明のことではないかというふうに思うわけござ

います。

○藤田委員 自身もお米の輸入自由化は反対なんです。絶対に認めるわけにはいかない。したがつて、そういう立場からこの法律をもう一度目を通して読み直してみてもおかしいと思つてゐるから指摘をしているわけでありまして。

最後に、大臣にお伺いいたします。今も言いましたが、米の関税化を含め米の輸入自由化は決して認められないわけでありまして、この点についての大臣の御見解をここで明らかにしてください。

○大河原国務大臣 もう委員御案内のとおりでございます。七年前にわたるガットのウルグアイ・ラウンド農業交渉、その結果としてのWTOの農業協定をあの形で、米の特別取り扱いという形で受け入れたわけでございます。ぎりぎりの妥協のもとで受け入れたところでございまして、今日たまたまは、交渉は六年目に行うにしても、基本的な姿勢は現在の制度を守つていくという姿勢で進めなければならぬというふうな考えをおとところでございまして。

○藤田委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○中西委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中西委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田委員 私は、日本共産党を代表して、農産物検査法の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。

反対の第一の理由は、米の全量検査をやめ、計画外流通米の検査義務を外すことは、米流通に一層の混乱を招きかねないということです。

農産物検査法は、農産物について国が検査を行うことによつて、公正かつ円滑な取引及び品質の改善を助長することを目的としています。米につ

いては、一九五一年の本法の成立以降、全量検査を実施してきました。

今回の法改正により、計画流通米については国の検査義務を課すが、計画外流通米については検査義務を外し、任意検査にするとしています。この結果、市場には、検査を受けた米と受けない米が混然と流通することになります。

米は、気象、土地条件、病虫害等、自然的要因に支配されることが決定的であり、その形状、品質に共通の同一性が少ないのが普通です。このような米が未検査のまま取引されるときは、取引当事者は、みづから現物または見本によつてその品位を検定し、売買契約を締結することになります。

しかし、利害の相反する立場にある者による品位の公正な鑑定及びその品位に相当する取引価格の取り決めは容易にはなし得ず、また、米の量目等の確認についても多くの手数と時間を要することになります。

また、このような未検査米の取引については、多人数の手を転々と取引される間に変質、抜き取り、不良米などの混入等の不正行為が行われるおそれもあり、米取引はますます複雑かつ不合理なものとならざるを得ません。

また、小売段階で検査米と未検査米がブレンドされれば、適正な表示ができなくなり、消費者に米表示の信頼を失わせ、消費者にも混乱を招くことになります。

反対の第二の理由は、今回の法改正ではこれまでの輸入米麦の全量検査をやめ、任意検査制度を導入することです。これによつて、品質面で問題の多い外国産米麦が無検査で輸入されることになり、国民の願ひに反するということになります。

麦については、関税相当量を支払つて輸入される麦は検査義務が外されることになります。現在は関税相当量の水準が高いため、直ちに関税化を乗り越えて輸入される麦は多くはないとしても、今後、関税率が下がつていくことになるため、その比重は高まつていくことは必至です。

米についても、六年後に開税化が導入されれば、麦と同じ事態になります。

輸入米麦は、昨年の米の緊急輸入の例でも明らかのように、異物混入が日本に比べてはるかに多いものです。昨年の緊急輸入米の際に、多くの消費者から、農産物検査規格を日本の米麦並みに強めてほしいとの声が出されたことは当然でありました。

このような問題の多い輸入米麦の全量検査を外すことは、品質面に問題のある外国産米麦が大手を振って国内に流通することになり、消費者の願いに反するばかりか、多くの混乱を招くことになりかねません。

以上、討論を終わります。

○中西委員長 これにて討論は終局いたしました。

農産物検査法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君外三名から、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小平忠正君。

○小平委員 私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して、農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

農産物検査制度は、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため重要な役割を果たしており、行政改革並びに規制緩和の一層の促進が求められる中において、本制度の適正かつ円滑な運営に寄せられる国民の期待には、極めて大きなものがある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 国が行う検査業務については、これまで果たしてきた役割に配慮しつつ、さらに効率的体制の整備を促進すること。

二 計画外流通米及び契約栽培による麦の任意検査への移行並びに検査規格の設定に当たっては、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に十分配慮すること。また、米麦の流通段階での任意検査導入については、本制度の趣旨が十分生かされるよう今後の実施状況を踏まえて適正に対処すること。

三 成分検査については、米の食味等の適正な評価に資するため、取引関係者及び消費者ニーズに適切に応え得るよう国による理化学分析体制の整備を進めること。また、国以外の第三者機関に業務を委託するに当たっては、公正・中立な検査業務の確保が図られるよう万全を期すること。

四 精米の表示制度については、消費者の表示に対する信頼を確保する観点から、検査制度との関連も考慮しつつ、表示されるべき事項及び表示と内容の一致等その整備を図ること。

また、輸入米については、安全性の確保はもとより、その表示につき産地国名の明示等きめ細かい対応を行うこと。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思っておりますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

松岡利勝君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原国務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次に、内閣提出、参議院送付、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件、の両案件を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林

水産大臣。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○大河原国務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げますと、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

農業者年金制度は、昭和四十六年一月に発足して以来、経営移譲年金等の給付を行うことにより、事業的な農業者の老後生活の安定とともに、適期の経営移譲を通じた農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してまいりました。

しかしながら、近年、新規就農者の減少等を背景に加入者数は減少する一方、受給権者数は増加し、受給権者数が加入者数を上回る状況となっております。また、農業、農村を取り巻く情勢が変化するため、本年金についても、効率的かつ安定的な経営体の育成等、農業構造の改善を一層促進するため、その機能の強化が求められております。

このため、本年金の財政基盤の長期安定を図るための措置を講ずるとともに、農業に専従する女性の地位の明確化、若い農業者の確保、担い手農業者への農地の集積の促進等の観点から、加入者の資格、経営移譲年金の支給要件等の改善を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、年金財政の長期安定を図るための措置であります。年金財政の長期安定を図りつつ、農業構造の改善を一層促進する観点から、平成二年の制度改正により導入された経営移譲年金の給付に要する費用に係る追加国庫補助を引き続き行うとともに、保険料を段階的に引き上げることとしております。また、近年の農業所得の動向を踏まえ、年金額を改定することとしております。

第二に、農業に専従する女性への加入資格の付与であります。夫とともに農業に専従し、実質的に農業経営に参画している妻については、家族農業経営における経営内容の充実と経営規模の拡大に重要な役割を果たしていることから、農地等の権利名義を有しない場合も含めて、農業者年金への加入資格を付与することとしております。

第三に、若い農業者の確保に資する措置であります。若い農業者の確保に資するため、後継者の加入資格要件を改善するとともに、農業の新たな担い手の確保の観点から、適格な経営移譲の相手方として、農外からの新規参入者を位置づけることとしております。

第四に、担い手農業者への農地の集積の促進に資する措置であります。担い手農業者に対する農地の集積を促進するため、農業者年金の加入者等に対して経営移譲のやり直しを行った受給権者について、加算付経営移譲年金を支給することとしております。また、加入者が経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済み期間等を満たせずに離農した場合、離農給付金の支給対象とすることとしております。

第五に、経営移譲年金の給付内容の改善であります。死亡した加入者の経営を承継して加入した配偶者について、本人の選択により、死亡一時金の受給にかえて将来の経営移譲年金の額を加算する仕組みを創設することとしております。また、障害の状態となつて経営移譲した者に対する支給の特例、経営移譲年金の支給停止要件の改善等の措置を講ずることとしております。

第六に、その他の改正事項として、市街化区域内農地の取り扱いの変更、農業者年金基金が行う融資業務の充実等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。続きまして、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めるの件につきまして御説明申し上げます。

農林水産消費技術センターは、農林畜水産物等の品質及び表示に関する調査分析等を行う機関として、一般消費者の利益の保護等に重要な役割を果たしておりますが、平成二年十二月に閣議決定された「平成三年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」において、その配置について所要の見直しを行うこととされたところであり、これを踏まえ、農林水産消費技術センターの業務を取り巻く環境、業務内容の変化等にかんがみ、現行の六本所四支所体制を八本所体制に移行することとしております。

この案件は、このような配置の見直しの一環として、東京農林水産消費技術センター仙台支所及び神戸農林水産消費技術センター岡山支所を本所に変更することについて、国会の御承認を求めようとするものであります。

以上が、この案件の提案の理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに農業者年金基本法の一部を改正する法律案を御可決いただきますとともに、農林水産消費技術センターの設置に関し御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて両案件の趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「農地等の面積を」と農地等(耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される農地等で政令で定めるもの(以下「特定農地等」という。))を除く。の面積(共有に係る農地等(使用収益権の共有に係るものを含む。))にあつては、当該農地等の面積にその共有持分の割合を乗じて得た面積。次条第一項において同じ。に改める。

第二十三條第一項第一号中「あるもの」の下に「当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。」を加え、同項第四号中「同条第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者に限る。」を「当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。」のうちに、次のイ又はロのいずれかに該当する者に改め、同号に次のように加える。

イ 当該農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積に満たない者
ロ 前条第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者

第二十三條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う者」の下に「当該農地等のすべてが特定農地等である者を除く。」を加え、「前二号を」と「第一号若しくは前号」に改め、「政令で定める要件に該当するもの」のうちを削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「行う農業生産法人」の下に「(所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等のすべてが特定農地等である農業生産法人を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金

被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなり、引き続き同号に該当している者であつて、政令で定める要件に該当するもの(以下この号において「被保険者等」と総称する。))の配偶者であつて、農地等につき耕作又は養畜の事業を行うもの(当該被保険者等又は当該配偶者の所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上である者に限る。のうちに、その事業に常時従事する政令で定める者(前条第一項に規定する者又は前号に掲げる者に該当する者を除く。))
第二十四條の次に次の一条を加える。
(資格に係る申出)

第二十四條の二 農業者年金の被保険者(第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者を除く。))は、その資格を取得した後、同号に該当するに至つたときは、基金に対し、主務省令で定めるところにより、その旨の申出をすることができ、
2 前項の申出があつたときは、当該申出をした者は、第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者とみなす。

第二十五條第七号中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改め、同条第八号中「農地等」の下に「(特定農地等を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第十号中「第二十三條第一項第三号を」と「第二十三條第一項第四号」に、同号イ及びロ中「第二十三條第一項第二号」を「第二十三條第一項第三号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第九号中「第二十三條第一項第二号」を「第二十三條第一項第三号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十三條第一項第二号に該当することに

より同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第二十二条第一項に規定する者に該当している者を除く。)にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき。

イ 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者でなくなつたとき。

ロ その配偶者が前号又は次号に該当するに至つたとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。)

第二十六條第一項及び第二項並びに第二十六條の二中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十七條第一項及び第二十八條第一項第一号中「農地等の」を「農地等(特定農地等を除く。)」に改める。

第三十四條の二第二項中「平成二年」を「平成七年」に改める。

第四十一條に次の二項を加える。

2 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の経営移讓年金を支給する。

一 保険料納付済期間等が十五年以上二十年未満であること。

二 疾病又は負傷により政令で定める程度の障害の状態にあること。

三 六十五歳に達する日前に前項第一号又は第二号の経営移讓をしたものであること。

3 保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七條第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた日から六十五歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十五歳に達する日の前日において同号に該当しなくなつたとすれば、第二十二條第二項第三号から

第六号までに規定する短期被用者年金期間、農林漁業団体役員期間、農業生産法人構成員期間又は特定被用者年金期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、第一項の経営移讓年金の支給要件たる同項第二号の保険料納付済期間等に算入する。

第四十二條第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同項第一号中「この条の下に「及び次条」を加え、同項第二号イ中「未満の者」の下に「経営移讓者の配偶者及び」を加え、「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に改め、「という。」の下に「新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行う」とする者で政令で定める要件に該当するもの(経営移讓者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。)」を加え、「農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人を、農業経営基盤強化促進法昭和五十五年法律第六十五号」第四條第一項に規定する農地保有合理化法人」に改め、同号ロ中「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に改め、「その者」の下に「又はその配偶者」を加え、同項第三号イ中「(同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業を)(個人(農業者年金の被保険者を除く。))にあつては、耕作又は養畜の事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十二條の二 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(その配偶者が、第二十三條第一項第二号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて、かつ、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が同条第一項第一号の政令で定める面積に満たないものである者に限る。以下「特定経営移讓者」という。及びその配偶者(以下「特定経営移讓配偶者」という。))についての第四十一條第一項第一号又は第二号の経営移讓とは、前条の規定にかかわらず、基準日においてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等(特定経営移讓者及び特定経営移讓配偶者が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものに限る。))について、特定経営移讓者及び特定経営移讓配偶者が、その合意に基づいて、同条同条第一項第一号を除く。の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、若しくは使用収益権を設定し、又は使用収益権を消滅させることにより、耕作又は養畜の事業を廃止し、又は縮小することをいうものとする。

第四十三條中「行なう」を「行う」に、「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に、「前条の」を「第四十二條の」に改め、同条第二号中「前条第一項第二号イ」を「第四十二條第一項第一号イ」に改め、同条第三号中「前条」を「第四十二條」に改める。

第四十四條第一項中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の加算の要件に該当する経営移讓とは、第四十二條から第四十三條までに規定する経営移讓のうち、次の各号(政令で定めるやむを得ない事由により第一号の要件に該当しない者については、同号を除く。)に掲げる要件に該当することとする。

一 当該経営移讓に係る農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の面積(第四十三條に規定する経営移讓にあつては、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡しが終了する日として主務省令で定める日)において当該農業生産法人が所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供していた農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等の合計面積をその組合員又は社員員の総数で除して得た面積を含む。)の合計が政令で定める面積以上であること。

二 当該経営移讓に係る農地等(第四十二條第一項第三号の規定に該当して同号ロに掲げる者に対し所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われた農地等のうち政令で定める面積以下のもの及び同項第四号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等を除く。)のすべてが次のイからハまでに掲げる農地等のいずれかに該当すること。

イ 第四十二條第一項第二号イに掲げる者(個人(農業者年金の被保険者を除く。))にあつては、耕作又は養畜の事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。又は同号ロに掲げる者(農業者年金の被保険者又は耕作若しくは養畜の事業に常時従事する政令で定める者に限る。)(以下「特定譲渡者」と総称する。))に対し、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した農地等

ロ 使用収益権を消滅させた小作地等である農地等

ハ 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等又は第四十二條第五項の政令で定める農地等

三 当該経営移讓に係る農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡しが特定譲渡者に対する譲渡しであること。

第四十四條に次の二項を加える。

3 特定配偶者期間を有する受給権者(第五十四條の規定により死亡一時金の支給を受けた者を除く。)についての第一項の規定の適用については、同項中「保険料納付済期間の月数」とあるのは、「保険料納付済期間の月数と特定配偶者期間の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数」とする。

4 受給権者が、経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一項第一号又は第二号の経営移讓において、第四十二條第一項第二号

口に掲げる者のうち特定譲受者以外の者に対し
て農地等の使用収益権を設定した者である場合
には、次の各号のいずれかに該当するに至つた
ときは、その該当するに至つた日の属する月の
翌月から、当該受給権者に支給する経営移譲年
金の額を第一項第一号に掲げる額に同項第二号
に掲げる額を加算した額に改定する。

一 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさ
せている農地等の全部の返還を受けて、その
返還に係る農地等の全部又は当該農地等のう
ち第四十二条第一項第四号の政令で定める面
積以内の面積の農地等を除いた残余のすべて
について、特定譲受者(同項第二号イに掲げ
る者に限る。)に対し、政令で定めるところに
より、所有権若しくは使用収益権を移転し、
又は使用収益権を設定したとき。

二 当該使用収益権の設定を受けた者がその返
還の時に於いて第四十二条第一項第三号ロに
掲げる者に該当している場合であつて、当該
使用収益権に基づき使用及び収益をさせてい
る農地等のうち農地保有の合理化に資するも
のとして政令で定める面積以上の面積の農地
等の返還を受けて、その返還に係る農地等の
すべてについて、特定譲受者(同号イに掲げ
る者に限る。)に対し、政令で定めるところに
より、所有権若しくは使用収益権を移転し、
又は使用収益権を設定したとき。

第四十六條第二項第一号中「第四十一條第一号」
を「第四十一條第一項第一号」に改め、同項第三号
中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一
号」に改め、「掲げる者」の下に「(以下この項にお
いて「譲受後継者」という。)を加え、「一部の」を
「全部又は一部について」、「場合その他の」を
「こと又は使用収益権の移転若しくは設定があつ
たことにより、譲受後継者に対して、当該農地等
の全部又は一部について使用及び収益をさせない
こととなつた場合であつて、」に改め、同項に次の
一号を加える。

四 受給権者が、特定経営移譲者又は特定経営

移譲配偶者である場合には、そのいずれかの
者(当該受給権者以外の者に限る。)が、譲受
後継者に対して使用収益権を設定した農地等
につき前号の政令で定める要件に該当する者
となつたとき。

第四十六條第三項中「第四十一條第一号」を「第
四十一條第一項第一号」に、「一部」を「全部又は一
部」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第四十四條第四項第一号又は
第二号の特定譲受者に対して農地等の使用収益
権を設定することにより同項の規定の適用を受
けた受給権者について準用する。この場合にお
いて、前項中「経営移譲年金の支給を受ける原
因となつた第四十一條第一項第一号又は第二号
の経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に
該当する経営移譲である受給権者が、当該経営
移譲において特定譲受者に対して農地等の使用
収益権を設定した者である場合」とあるのは、
「第四十四條第四項の規定の適用を受けた受給
権者が、同項第一号又は第二号の特定譲受者に
対して農地等の使用収益権を設定した者である
場合」と読み替へるものとする。

2 第四十一條第三項の規定は、前項の場合につ
いて準用する。この場合において、同条第三項
中「第一項の経営移譲年金の支給要件たる同項
第二号」とあるのは、「第四十七條第一項の農
業者若しくは年金の支給要件たる同項の」と読み替
へるものとする。

第四十八條中「七百九十九円」を「八百九十三円」
に改める。

第五十一條中「第四十一條第一号」を「第四十一
條第一項第一号」に、「第四十七條」を「第四十七條
第一項」に改める。

第五十二條中「第四十一條第一号」を「第四十一
條第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加え
る。

3 第四十四條第四項の規定は、前二項の場合に
ついて準用する。この場合において、同条第四

項中「第一項第一号に掲げる額に同項第二号に
掲げる額を加算した額」とあるのは、「第五十二
條第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる
額と第一項第一号に掲げる額とを合算した額に
同条第一項第二号又は同条第二項第二号に掲げ
る額及び第一項第二号に掲げる額を加算した
額」と読み替へるものとする。

給し、他は支給しない。
第八十三條第一項中「若しくは離農希望者」の下に
「又は第四十四條第四項第一号若しくは第二号に
規定する農地等の所有権の移転を行おうとする経
営移譲年金に係る受給権者以下この項において
「離農希望者等」という。)を加え、「離農希望者
が」を「離農希望者等が」に改める。
第百条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十六條の次に次の一条を加える。
(支給の調整)
第五十六條の二 第五十五條の規定により死亡一
時金の支給を受ける者が、第四十四條第三項の
規定の適用を受ける経営移譲年金を受けること
ができるときは、その者の選択により、死亡一
時金と当該経営移譲年金とのうち、その一を支

附則第十一條第一項中「若しくは」の下に「又
は経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料
納付済期間等を満たしていない農業者年金の被保
険者(政令で定める要件に該当する者に限る。)」を
加える。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第四十四條、第四十九條の二、第五十二條関係)

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
六十一歳未満	七百七十七円	二百五十八円	五百十八円
六十一歳以上六十二歳未満	八百七十七円	二百九十円	五百八十円
六十二歳以上六十三歳未満	九百六十四円	三百二十一円	六百四十三円
六十三歳以上六十四歳未満	千七百一十一円	三百五十七円	七百十四円
六十四歳以上六十五歳未満	千九百九十二円	三百九十七円	七百九十五円
六十五歳	千三百三十九円	四百四十六円	八百九十三円

別表第二を次のように改める。
別表第二(第五十四條、第五十六條関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保 険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付 済期間	金 額
三年以上	一七〇、〇〇〇円
四年以上	二二六、〇〇〇円
五年以上	二八〇、〇〇〇円
六年以上	三六六、〇〇〇円
七年以上	四五〇、〇〇〇円
八年以上	五三三、〇〇〇円
九年以上	六一九、〇〇〇円

一〇年以上一一年未満	七〇三、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	七八九、〇〇〇円
二年以上一三年未満	八七二、〇〇〇円
三年以上一四年未満	九五六、〇〇〇円
四年以上一五年未満	一、〇四〇、〇〇〇円
五年以上一六年未満	一、一二四、〇〇〇円
六年以上一七年未満	一、二〇九、〇〇〇円
七年以上一八年未満	一、二九三、〇〇〇円
八年以上一九年未満	一、三七八、〇〇〇円
九年以上二〇年未満	一、四六二、〇〇〇円
二〇年以上二一年未満	一、五四六、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一、六三〇、〇〇〇円
二二年以上二三年未満	一、七一六、〇〇〇円
二三年以上二四年未満	一、七九九、〇〇〇円
二四年以上二五年未満	一、八八三、〇〇〇円
二五年以上二六年未満	一、九六八、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	二、〇五二、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	二、一三八、〇〇〇円
二八年以上二九年未満	二、二二二、〇〇〇円
二九年以上三〇年未満	二、三〇五、〇〇〇円
三〇年以上三一年未満	二、三八九、〇〇〇円
三一年以上三二年未満	二、四七三、〇〇〇円
三三年以上三四年未満	二、五五八、〇〇〇円
三三年以上三五年未満	二、六四三、〇〇〇円
三四年以上三五年未満	二、七二八、〇〇〇円
三五年以上三六年未満	二、八一三、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	二、八九五、〇〇〇円
三七年以上三八年未満	二、九七九、〇〇〇円
三八年以上三九年未満	三、〇六五、〇〇〇円
三九年以上	三、一四九、〇〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定並びに附則第十三条から第十五条まで及び第二十六条の規定は、平成九年一月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。
- 二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。

三 平成二年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)をいう。

四 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

五 平成六年基準物価上昇比率 平成六年の物価指数に対する平成七年の物価指数の比率をいう。

六 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ平成二年改正法による改正後の農業者年金基金法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

七 旧経営移譲年金 平成二年改正法による改正前の農業者年金基金法による経営移譲年金をいう。

(被保険者等の配偶者に係る保険料納付済期間

等に関する経過措置)

第三条 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者(新法第二十三条第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。)(次項において「被保険者等」と総称する。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において四十歳を超えるもの(次項において「特例配偶者」という。)については次の表の上欄に掲げる新法の規定を適用する場合においては、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、特例配偶者期間を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用については、政令で定める。

第二十二条第二項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)	次に掲げる期間を合算した期間
第二十三条第二項第三号、第二十五条第四号及び第五号、第二十六条第一項及び第四項(第二十六条の二第五項(第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第二十六條の二第二項から第四項まで、第二十六條の三第一項、第四十一條並びに第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項	保険料納付済期間等
第二十八條第一項第一号	第二十二條第二項各号に掲げる期間を合算した期間

2 前項の特例配偶者期間とは、次の各号に掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいうものとする。

一 二十年から新法第二十二條第二項第一号から第六号までに掲げる期間を合算した期間(その合算した期間が二十年を超える場合には、二十年)を控除して得た期間

(施行日の属する月の前月までの期間に限る。)(うち、特例配偶者が当該被保険者等の配偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間(その期間が十年を超える場合には、十年)

(資格の喪失に関する経過措置)

第四条 新法第二十五條第八号から第十一号までの規定は、施行日以後最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した者について適用し、施

行日前に農業者年金の被保険者であった者については、なお従前の例による。

(経営移譲年金の支給要件に関する経過措置)

第五條 施行日前に農業者年金の被保険者であった者についての新法第四十一條第三項(新法第四十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第四十一條第三項中「六十五歳に達する日」とあるのは、「六十五歳に達する日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日以後の日に限る。)」とする。

(経営移譲等に関する経過措置)

第六條 新法第四十二條第一項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十四條第二項の規定は、施行日以後に最初に農業者年金の被保険者の資格を取得した者について適用し、施行日前に農業者年金の被保険者であった者については、なお従前の例による。

3 新法第四十四條第三項の規定は、施行日以後に死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で新法第二十二條第二項第七号の政令で定めるもの(以下この項において「被保険者等」という。)の死亡の時にその配偶者であった者について適用し、施行日前に死亡した被保険者等の死亡の時にその配偶者であった者については、なお従前の例による。

4 新法第四十四條第四項(新法第五十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第四十四條第四項第一号又は第二号に規定する農地等の所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行った場合若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行った場合については、なお従前の例による。

5 旧経営移譲年金に係る受給権者についての新法第四十四條第四項(新法第五十二條第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十六條第二項第三号及び第四項の規定の適用については、当該旧経営移譲年金に係る受給権者を新経営移譲年金に係る受給権者とみなして、これらの規定を適用する。

第七條 新法附則第十一條第一項の規定は、施行日以後に経営移譲をした者について適用し、施行日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。

(年金給付の額の改定の特例)

第八條 年金たる給付の額については、平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、平成八年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

(新経営移譲年金の額についての経過的特例)

第九條 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第二欄中「七百七十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「八百七十円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「九百六十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千七百一十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千九百九十二円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第二欄中「千三百三十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第七欄に掲げる額とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

で定める額と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

3 附則別表第二の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第三欄中「二百五十八円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「二百九十円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百二十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百五十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「三百九十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「四百四十六円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第七欄に掲げる額とする。

4 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十條 附則別表第二の上欄に掲げる者については、新法第四十八條中「八百九十三円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは「下欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十一條 附則別表第四の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第四欄中「五百十八円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百八十円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「六百四十三円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「七百十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「七百九十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「八百九十二円」とあるのはそれぞれ附則別表第四の第七欄に掲げる額とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

2 平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

は「第四欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成六年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

第十二条 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び平成二年改正法附則第十六条に規定する額

平成八年度	四百五十六億円
平成九年度	四百五十七億円
平成十年度	四百三億円
平成十一年度	四百六億円
平成十二年度	四百二十六億円

を負担し、並びに新法附則第十条の二第一項に規定する額及び平成二年改正法附則第十七条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移譲年金及び旧経営移譲年金（以下「新旧経営移譲年金」という。）の給付に要する費用の額の一部として、平成八年度から平成十二年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額（平成六年基準物価上昇比率が百分の百を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。）を補助する。

平成十年一月から同年十二月までの月分	平成九年
平成十一年一月から同年十二月までの月分	平成十年
平成十二年一月から同年十二月までの月分	平成十一年
平成十三年一月から同年十二月までの月分	平成十二年

百分の百を超えるに至った場合においては、一万八千四百六十円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（額）

比率が百分の百を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（同表の下欄に掲げる年までの間にあって新法第三十四条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額）

2 平成九年度から平成十二年度までの間において新法第三十四条の二（平成二年改正法附則第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置が講ぜられた年度以降平成十二年度までの前項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同表の下欄に定める金額（当該金額がこの項の規定に基づく政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額）については、当該措置により新旧経営移譲年金の給付に要する費用が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。

し、並びに新法附則第十条の二第一項に規定する額及び平成二年改正法附則第十七条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、農業及びこれをめぐる諸情勢の推移、農業者の保険料負担能力等を考慮の上、平成十三年度以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行うものとする。

3 平成十四年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第五項の規定にかかわらず、当分の間、別に法律で定める。

し、将来にわたって財政の均衡を保つことがでるものでなければならぬ。

3 国庫は、新法第六十四条に規定する額及び平成二年改正法附則第十六条に規定する額を負担

第十三条 平成九年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

4 前項の規定による保険料の額は、新法第六十五条第三項の規定にかかわらず、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入、国庫負担の額（平成二年改正法附則第十六条の規定による国庫負担の額を含む。）及び新法附則第十条の二第一項の規定による国庫補助の額（平成二年改正法附則第十七条及び前条第三項の規定による国庫補助の額を含む。）に照ら

第十五条 平成八年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算し

た額(平成二年改正法による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年改正法による改正後の農業者年金基金法による年金たる給付(以下単に「年金給付」という)の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた年金給付の総額(支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものの額を含む)を控除した額)とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という)についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十六年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての平成二年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

五 基礎納付済期間についての旧法別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成四年一月から平成八年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

六 基礎納付済期間についての新法別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成九年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

(年金給付に関する経過措置)

第十六条 平成八年三月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第五項の表中「第四十七條を、第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項に改める。」

第二十條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

第二十一條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第五項中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十二條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項第一号中「法第二十二條第一項を、法第十九條第一項第二号に改め、同條第六項の表中「第四十一條各号並びに第四十七條」を、第四十一條並びに第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項に改め、同條第八項中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に、」第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第二号に、」第二十三條第一項第二号を、第二十三條第一項第三号に改める。

第二十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

号」を、第二十三條第一項第四号に改める。

第二十四條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の表中「第四十七條を、第四十七條第一項並びに附則第十一條第一項に改める。」

附則第十五條第二項中「第二十三條第一項第三号」を、第二十三條第一項第四号に改める。

第二十五條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

附則第十一條第一項中「第四十一條各号」を「第四十一條第一項各号」に改め、同條第三項中「平成元年基準物価上昇比率」を「平成六年の物価指数に対する平成七年の物価指数の比率」に、「平成元年の」を「平成六年の」に、「平成二年」を「平成七年」に、「平成元年基準物価上昇比率」を「平成六年基準物価上昇比率」に、「平成元年基準物価上昇比率」を「平成六年基準物価上昇比率」に改める。

附則第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條及び第十三條 削除

附則第十四條第二項の表を次のように改める。

附則第三條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

第二十一條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

第二十二條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第五項中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

附則第三條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

第二十一條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

第二十二條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第五項中「第四十一條第一号」を「第四十一條第一項第一号」に改める。

第二十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第二十三條第一項第三号を、第二十三條第一項第四号に、」第四十一條第一号を、第四十一條第一項第一号に改める。

旧法第四十四條第一項第一号、旧法第五十二條第一項第一号及び第二項第一号並びに附則第二十九條の規定による改正前の昭和六十一年改正法(以下「旧六十年改正法」という)附則第十條第一項	千六百七十五円	二千四百四十九円
旧法第四十四條第一項第二号、旧法第四十八條、旧法第五十二條第一項第二号及び第二項第二号、旧六十年改正法附則第十條第一項並びに旧六十年改正法附則第十三條第一項	五百五十八円	七百十六円
旧法第四十四條第一項第三号、旧法第五十二條第一項第三号及び第二項第三号並びに旧六十年改正法附則第十條第一項	百六十八円	二百十五円
旧法第四十四條第一項第四号、旧法第五十二條第一項	五十五円	七十二円

[illegible]

旧六十年改正法附則別表第一の第五欄

二百二十一円	二百五十二円
二百十五円	二百四十八円
二百十円	二百四十五円
二百五円	二百四十一円
二百円	二百三十八円
百九十四円	二百三十五円
百九十円	二百三十一円
百八十五円	二百二十七円
百八十一円	二百二十四円
百七十六円	二百二十一円
百七十二円	二百十八円
十八円	十九円
三十六円	三十八円
五十三円	五十六円
六十八円	七十三円
八十三円	九十円
八十二円	八十九円
七十九円	八十七円
七十七円	八十六円
七十五円	八十五円
七十三円	八十四円
七十二円	八十三円
七十円	八十一円
六十八円	八十円
六十六円	七十九円
六十五円	七十八円
六十三円	七十七円
六十一円	七十六円
六十円	七十五円

旧六十年改正法附則別表第二の下欄

五十九円	七十四円
五十七円	七十三円
九百二十八円	九百五十五円
九百四円	九百四十二円
八百八十一円	九百二十八円
八百五十八円	九百十五円
八百三十六円	九百二円
八百十五円	八百八十九円
七百九十四円	八百七十六円
七百七十四円	八百六十四円
七百五十四円	八百五十一円
七百三十五円	八百四十円
七百十七円	八百二十七円
六百九十九円	八百十六円
六百八十一円	八百三円
六百六十四円	七百九十二円
六百四十八円	七百八十一円
六百三十二円	七百七十円
六百十六円	七百五十八円
六百一円	七百四十八円
五百八十六円	七百三十七円
五百七十二円	七百二十七円

附則第十四条第三項及び第十五条中「附則第九条」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）附則第八条」に改める。
 附則第十八条第三項を削る。
 附則別表第一及び附則別表第二を次のように改める。
 附則別表第一及び附則別表第二 削除
 附則別表第三を次のように改める。

附則別表第三

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千六百二十円	千二百七十円	百九十一円	六十七円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千三百九十円	千八百七十七円	三百七十七円	百三十二円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三千五百五十五円	千四百円	五百五十七円	百九十五円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千九百二十円	千二百五十円	七百三十二円	二百五十六円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千七百五十五円	九百四十七円	九百一円	三百十六円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千六百六十円	九百三十四円	八百八十九円	三百一十一円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二千六百二十円	千三百三十三円	八百七十五円	三百四十四円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二千五百九十円	千四百一十一円	八百六十三円	三百八十円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千五百五十三円	千二百六十三円	八百五十一円	四百一十一円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千五百十九円	千三百九十八円	八百三十九円	四百六十六円

附則別表第五及び附則別表第六を削る。

第二十六条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第三項及び第四項を削る。

附則第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十七条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「第四十七条」を「第四十七条第一項並びに附則第十一条第一項」に改める。

附則別表第一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千七百八十六円	千八百七十七円	千九百六十七円	二千五百八十八円	二千四百四十八円	二千二百六十一円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千六百六十八円	千七百五十三円	千八百三十三円	二千九百一十二円	二千六十六円	二千百一十二円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千五百五十三円	千六百三十三円	千七百一十三円	二千七百八十八円	千八百六十六円	千九百六十六円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千四百四十四円	千五百一十三円	千六百一十三円	二千六百六十六円	千七百三十三円	千八百三十三円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千三百三十三円	千三百九十九円	千四百六十六円	二千五百三十三円	千六百一十一円	千六百八十八円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千三百一十一円	千三百七十七円	千四百四十四円	二千五百一十一円	千五百七十七円	千六百六十六円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千二百一十一円	千二百七十七円	千三百四十四円	二千四百一十一円	千四百七十七円	千五百六十六円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千二百一十一円	千二百七十七円	千三百四十四円	二千四百一十一円	千四百七十七円	千五百六十六円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千一百一十一円	千一百七十七円	千二百四十四円	二千三百一十一円	千三百七十七円	千四百六十六円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千一百一十一円	千一百七十七円	千二百四十四円	二千三百一十一円	千三百七十七円	千四百六十六円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千九十九円	千五百一十一円	千六百一十一円	二千二百一十一円	千三百一十一円	千四百一十一円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千九十九円	千五百一十一円	千六百一十一円	二千二百一十一円	千三百一十一円	千四百一十一円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千八百七十七円	千九百一十一円	千九百八十八円	二千二百一十一円	千三百一十一円	千四百一十一円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千八百五十三円	千九百六十六円	千九百六十六円	千四百一十一円	千三百一十一円	千四百一十一円

昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	八百四十	九百四十	千五百十一	千六百六十	千二百九十九	千四百六十六
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	八百三十	九百三十	千三百六十六	千五百五十一	千二百八十八	千四百三十三
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	八百二十	九百二十	千二百一十一	千四百三十三	千二百六十六	千四百一十八
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	八百十一	九百九十一	千七百七	千四百十八	千二百四十四	千三百九十八
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	七百九十	八百九十	千九百九十	千二百一	千二百一十六	千三百七十八
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百八十	八百八十	千九百七十	千八百八十六	千二百九	千三百五十八

附則別表第二

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	九十四四	九十八八	百四	百八八	百十三三	百十九九
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	八百八十六	百九十五	二百五	二百十四	二百二十	二百三十三
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二百七十	八百八十	三百二	三百十六	三百二十	三百四十七
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百六十	三百七十	三百九十	四百十五	四百三十三	四百五十五
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	四百四十	四百六十	四百八十	五百十二	五百三十三	五百六十六
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	四百三十	四百六十	四百八十	五百五	五百二十	五百五十五
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	四百九	四百三十	四百五十	四百八十	五百十二	五百四十五

附則別表第三

昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十	四百九	四百三十	四百六十	五百	五百三十三
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百五十	三百八十	四百十三	四百五十五	四百八十八	五百三十三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	三百二十	三百五十	三百九十	四百三十三	四百七十七	五百一十一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	八百	三百三十	三百七十	四百十二	四百五十五	五百十五
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二百九十	三百三十	三百六十	四百六十六	四百五十五	五百八十八
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二百九十	三百二十	三百六十	四百	四百四十	五百
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二百八十	三百二十	三百五十	四百九十	四百三十	四百九十九
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二百八十	三百十七	三百五十	四百九十	四百三十	四百八十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	二百七十	三百十二	三百四十	三百八十	四百二十	四百七十七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	二百七十	三百七	三百四十	三百七十	四百二十	四百七十七
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二百七十	三百三	三百三十	三百七十	四百十五	四百六十六
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	二百六十	二百九十	三百三十	三百六十	四百九	四百五十五
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二百六十	二百九十	三百二十	三百六十	四百三	四百五十五
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	九百五十五	九百四十二				

昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	九百二十八円
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	九百十五円
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	九百二円
昭和六年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	八百八十九円
昭和八年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	八百九十円
昭和十二年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	八百九十一円
昭和十六年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	八百九十二円

附則別表第四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	五百五十円	六百二十円	六百八十円	七百六十円	八百五十円	九百五十円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	五百四十円	六百十二円	六百七十円	七百五十円	八百三十円	九百四十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	五百三十円	六百三円	六百六十円	七百四十円	八百二十円	九百二十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	五百二十円	六百九十円	六百五十円	七百三十円	八百十四円	九百十五円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	五百一十円	六百八十円	六百四十円	七百二十円	八百三円	九百二円
昭和六年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	五百十六円	六百七十円	六百四十円	七百十一円	七百九十円	八百八十八円
昭和八年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	五百十六円	六百七十円	六百四十円	七百十二円	七百九十円	八百九十円
昭和十二年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	五百十七円	六百七十円	六百四十円	七百十三円	七百九十円	八百九十円
昭和十六年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	五百十七円	六百八十円	六百四十円	七百十四円	七百九十円	八百九十円

理由
最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため被保険者等の配偶者への被保険者の資格の付与、適格な経営移譲の相手方として新規参入者の追加等の措置を講ずるほか、農業者年金基金の行う離農給付金支給業務の改善等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に關し承認を求めるの件
農林水産省組織令第八十七條及び第五條第四項の規定により、農林水産消費技術センターを設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位	置
仙台農林水産消費技術センター		仙台市	
岡山農林水産消費技術センター		岡山市	

理由
農林水産消費技術センターの業務を取り巻く環境、業務内容の変化等にかんがみ、その配置の適正化を図るため、仙台農林水産消費技術センター等を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

平成七年五月十八日印刷

平成七年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局